

御宿町告示 55号

平成22年御宿町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

平成22年12月 6日

御宿町長 石田 義 廣

記

1.期 日 平成22年12月 9日

1.場 所 御宿町役場議場

平成22年第4回御宿町議会定例会

議事日程(第1号)

平成22年12月9日(木曜日)午前10時開会

日程第1号 会議録署名人の指名について

日程第2号 会期の決定について

日程第3号 諸般の報告について

日程第4号 一般質問

日程第5号 議案第1号 平成22年度御宿町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第6号 議案第2号 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第7号 議案第3号 平成22年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第8号 議案第1号 平成22年度御宿町一般会計補正予算(第5号)

日程第9号 請願第6号 県道勝浦布施大原線の整備促進に関する請願書

日程第10号 請願第7号 TPP交渉参加反対に関する請願書

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程1号 発議第1号 県道勝浦布施大原線の整備促進に関する意見書の提出につ

いて

追加日程2号 発議第2号 TPP交渉参加反対に関する意見書の提出について

---

出席議員（12名）

1番 松崎啓二君	2番 白鳥時忠君
3番 川城達也君	4番 新井明君
5番 石井芳清君	6番 伊藤博明君
7番 小川征君	8番 中村俊六郎君
9番 式田孝夫君	10番 貝塚嘉軼君
11番 大地達夫君	12番 瀧口義雄君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 石田義廣君	教育長 佐藤和己君
総務課長 氏原憲二君	企画財政課長 木原政吉君
産業観光課長 藤原勇君	教育課長 大竹伸弘君
建設環境課長 米本清司君	税務住民課長 渡辺晴久君
保健福祉課長 多賀孝雄君	会計室長 佐藤昭夫君

---

事務局職員出席者

事務局長 岩瀬由紀夫君	主任主事 市東秀一君
-------------	------------

## 開会の宣告

議長（新井 明君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成22年第4回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成22年12月招集御宿町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から、例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

本日は傍聴席が混雑しておりますので、けがのないように注意してください。傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

（午前10時00分）

## 諸般の報告

議長（新井 明君） 開議前に、産業建設委員長小川 征君より発言を求められておりますのでこれを許可いたします。

小川 征君。

7番（小川 征君）

ただいま議長の承諾を得ましたので、平成22年度常任委員会視察につきまして報告させていただきます。

例年実施しております常任委員会の研修視察を、今年度は産業建設委員会が主となり、先月の11日に静岡県富士宮市において実施いたしました。

富士宮市は、富士山の西南麓に位置し、平安初期に造営された富士山本宮浅間大社（全

国の浅間神社1,300余社の総本宮)の門前町として発展した町です。

昭和17年大宮町と富丘村が合併して市制を施行し、その後昭和30年、昭和33年、平成22年の合併を経て、現在の市域となりました。

人口は131,437人、面積は388.99平方キロメートルです。

今回ご指導いただいたフードバレー推進室は、「フードバレー構想」を掲げ、「富士山と豊かな水に育まれた食によるまちづくり」を推進しています。

「フードバレー」の名称は、アメリカのコンピューター産業の集積地「シリコンバレー」に由来しています。食を活かしたまちづくりを、「食の集積地」という意味を込めて「フードバレー」と名付けました。

平成16年に掲げた「フードバレー構想」は食の循環(水を中心に、「食」「農業」「環境」「健康」「食」の循環)を基本コンセプトに、市民と生産者・NPO・企業・大学が連携し、食の豊富な資源を生かした産業振興、食のネットワーク化による経済の活性化、食と環境の調和による安全・安心な食生活、「地食健身」「食育」による健康づくり、食の情報発信による富士宮ブランドの確立を目指し、市を挙げて「食」のまちづくりに取り組んでいます。

B級ご当地グルメ日本一を決めるイベント「B-1グランプリ」で第1回、第2回大会を連覇した「富士宮やきそば」が地域に与えた波及効果は大きく、「富士宮やきそば」を目当てに年間50万人が全国から富士宮市を訪れています。

今回の研修を踏まえ、「フードバレー構想」から参考になるところを御宿町の産業振興や活性化等に活かして行きたいと感じた次第でございます。

研修に際しましては、富士宮市からは大変ご多忙のところ、フードバレー推進室長 渡辺孝秀氏や職員の御出席をいただき、大変有意義な視察となることができました。

今回の視察でまとめました報告書を事務局に提出いたしますので、興味のある方はご覧下さい。

終わりになりますが、今回の視察にご協力をいただきました、富士宮市フードバレー推進室並びに御宿町議会の皆様には衷心よりお礼を申し上げ、視察報告とさせていただきます。ありがとうございました。

以上です。

### 会議録署名人の指名について

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により、議長より指名いたします。8番、中村俊六郎君、9番、式田孝夫君をお願いいたします。

### 会期の決定について

議長（新井 明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日 1 日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日 1 日とすることに決しました。

---

### 諸般の報告について

議長（新井 明君） 日程第 3、諸般の報告について。

今定例会に際し、石田町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

町長（石田義廣君） 本日ここに、平成 22 年第 4 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

本定例会にご提案いたします案件は、補正予算を 4 議案ご審議いただくことといたしましたが、開会に先立ちまして議案の提案理由および諸般の報告について、申し上げます。

まず、今定例会にご提案いたします議案の概要について、説明申し上げます。

議案第1号、平成22年度御宿町水道事業会計補正予算第2号について、でございますが、今回お願いいたします補正予算は、11月の条例改正に伴い、人件費を補正するものです。

収益的収入及び支出予算の営業費用を、19万9,000円減額し、水道事業費用の予算総額を、2億6,349万7,000円とするものです。

議案第2号、平成22年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(案)第3号について、でございますが、今回提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ6,503万6,000円を追加し、補正後の予算総額を10億5,426万8,000円とするものです。

補正の理由は、役務費・委託料等事務費の不足と保険給付費の不足及び短期人間ドック補助の利用者増により、予算の追加をお願いするものです。

なお、本補正予算につきましては、去る11月22日に、国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第3号、平成22年度御宿町介護保険特別会計補正予算第3号についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算案は、補正額314万1,000円を増額し、予算総額歳入歳出それぞれ、7億2,223万8,000円とさせていただくものです。

主な内容は、人件費の減額と、サービス量の増加等により介護給付費等に不足額が生じたために予算の追加をお願いするものです。

議案第4号、平成22年度御宿町一般会計補正予算第5号について提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに5,650万円を追加し、補正後の予算総額を30億4,530円とするものです。

主な内容につきましては、先の臨時議会でご承認をいただきました給与条例の改正に伴う人件費の調整、国民健康保健特別会計への繰出しや、福祉おける扶助費の追加のほか、活力あるふるさとづくり基金やコミュニティ拠点整備資金貸付基金への積み立てなどについて補正を行いました。

補正財源といたしましては、扶助費に係る国・県支出金や平成21年度からの純繰越金、地方交付税等を充て、収支の均衡を図りました。

次に諸般の報告をさせていただきます。

11月29日に国保国吉病院組合議会臨時会並びにいすみ環境衛生組合議会臨時会が招集されました。人事院勧告に基づく一般職の給与条例改定案など、議案はすべて原案どおり可決いたしました。

30日には、高齢者スポーツ大会を開催しました。爽やかな天候のもと、元気な諸先輩方のプレーを拝見するとともに、皆さん怪我も無く楽しいひと時を過ごしました。

12月1日には、全国町村長会議がNHKホールで開催されました。同日千葉県町村会政務調査会による行政視察として栃木県高根沢町役場を訪問しました。

5日は町消防団による防火デー訓練が行われ、何かと気ぜわしい師走を迎え、団員の消火技術の向上と、火災に対する住民への注意喚起が図られました。

6日は、千葉県知事を中心に、アクアライン利用料金の恒常的引下げ要請のための「総決起大会」が木更津市で開催され参加し本町の状況など意見交換を行いました。

以上で諸般の報告を終わります。

本定例会にご提案いたします議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

**議長（新井 明君）** 以上で諸般の報告を終わります。

### 一般質問

**議長（新井 明君）** 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、開議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

**貝塚嘉軼君**

**議長（新井 明君）** 発言を許可します。

10番、貝塚嘉軼君、登壇の上、ご質問願います。

（10番 貝塚嘉軼君 登壇）

**10番（貝塚嘉軼君）** 10番貝塚です。

議長のお許しが出ましたので一般質問をさせていただきます。

町長の政策課題についてということで、平成23年度予算の編成方針についてと、23年度の町長の重点施策についての2点についてお聞きしたいと思っています。

現在の社会経済情勢は為替市場における円高の進行や雇用環境の悪化など依然として厳しい情勢によりデフレスパイラル、いわゆる負の連鎖が続いていると思われまます。我が御宿町においても観光客をはじめとする交流人口の減少は著しく消費の冷え込みや、産業の低迷等景気の影響を大きく受けております。

現在、平成23年度予算編成作業が進められていると思いますが、地域活性化への対応は急務であると私は考えます。まして、23年度におきましては公債費が償還のピークを迎え、行政課題が山積みとなる中で、財政収支のバランスや地域の元気回復に向けた取り組みを後回しにすると収入面における成長軸が乏しく、いずれは教育、福祉への財源が十分に確保できないことに陥ることが懸念されます。そこで、新年度の予算編成に当たっては町3ヵ年実施計画等によって、事業の計画性や計画のローリングによる、即応性により適正で計画的な予算編成に当たっていることと思いますが、各課における新年度予算編成にかかわる主な事業と予算の説明をお願いしたいと思います。よって、政策重点を置いた予算要求を検討していると思いますが政策分野ごとにそれらをお聞きしたいと思います。産業振興、福祉教育、生活環境、定住化、情報化といったテーマの中で、新しく予算をあるいは事業を計画して予算付けをどのようにしているか来年度予算について説明をお願いしたいと思います。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** 平成23年度予算編成方針については10月27日に町

長より示されました予算編成方針に基づきまして、12月10日までに各課は要求し、その後収支のバランスや国、県との制度の整合性を見ながら予算査定を実施しますので現段階での各課の答弁は要求段階の答弁で、最終案でないことをご了承いただきたいと思います。

予算編成方針では23年度は町としても「地域主権型社会」への第一歩であると捉え、さまざまな行政課題について、これまでの取組みからさらに一步進めた事業展開を検討することと、財政の健全化にしっかりと取り組みながら基本計画や実施計画を着実に進めるよう指示を受けています。

企画財政課といたしましては、定住化対策の推進、電算システム更新事業、次期町基本構想の策定、まちづくり推進委員会による施策の推進、旧岩和田小学校普通教室棟の解体と有効利用、町有地の適正管理を課の主要事業としてこれらに係る経費を予算要求しております。

**議長（新井 明君）** 氏原総務課長。

**総務課長（氏原憲二君）** 総務課における平成23年度予算編成方針についてお答えいたします。

町長から示された予算編成方針では、平成23年度は地域主権型社会への第1歩を課題に掲げ、これまでの取組みから、さらに足を一步進めた事業展開に臨むこととしております。

また職員は、まちづくりのコーディネーターとして自然環境や歴史文化、住民の持つ経験や熱意など、地域に潜在する人的・物的資源を活かすとともに、新たなエネルギーの捻出を駆使した「創富力」による地域づくりに積極的に取り組まなくてはならないとしております。

このように地域主権改革を進めるにあたり職員の増員も見込めない中、町職員の能力向上を図ることが重要であることから、現在実施しているスキルアップ研修、分野別の研修などさらに充実した職員研修を実施してまいります。

定員適正化につきましては、地域主権改革の動向を踏まえ検討を進めるとともに簡素で効率的な行政運営を図るため、地域主権改革に適合した機構の在り方を検討してまいります。臨時職員につきましては、最低賃金の改定を踏まえ賃金の見直しを進めてまいります。

庶務行政では、協働のまちづくりを進めるためには、住民の声をより多く伺い、政策に反映していくことが重要であることから、住民懇談会など公聴の有り方についてゼロ予算事業として取り組んでまいります。

消防防災では、火災予防・消火活動に迅速に対応するため、消防団行事計画に基づき、訓練・警戒を実施してまいります。今年度策定中の消防団活性化計画に基づき、3ヵ年実施計画へ位置づけし計画的に事業を実施してまいります。

交通防犯では、子どもを狙った犯罪を防止するため今年度、通学路を優先的に、LED防犯灯整備を実施いたしました。財源手当てを研究し蛍光灯からLED防犯灯へ交換するための整備事業費を計画的に計上してまいります。

選挙におきましては、23年度に実施予定の千葉県議会議員選挙、御宿町議会議員選挙の公明かつ適正な実施にむけて、選挙費用を計上してまいります。

監査におきましては監査計画に基づき、法令等に合致し、かつ予算議決の趣旨に沿ってなされているかを主眼として各種監査等を実施してまいります。

最後に役場庁舎につきましては、空調設備改修など、以上申し上げました項目を重点に総務課では予算要求をしています。

**議長（新井 明君）** 米本建設環境課長。

**建設環境課長（米本清司君）** 建設環境課の分野を説明いたします。

建設事業といたしまして生活関連道路の維持・整備を中心に道路安全対策、橋梁点検、河川整備、公営住宅の改修等を実施したいと考えます。

河川・水路の整備については、清掃・維持管理は基より久保地区の普通河川清水川の整備に向け準用河川指定の事務事業を推進します。

耐震改修促進事業として国の補助制度を利用した一般木造住宅耐震診断補助を実施、景観形成団体に移行し、景観計画の策定に向け、調査検討を行いたいと考えます。

また、環境整備の関係ですが効率的なごみ処理及び施設運営のため、広域ごみ処理施設の早期建設に向けて構成市町と引き続き協議を行うと共に、指定ごみ袋の導入について検討します。

環境衛生事業として、ごみのないきれいな街づくりを推進するため、定期的に環境整備員

による環境美化・保全活動を行い、河川・街路・海岸など町の環境美化を総合的に推進します。

河川環境保全事業につきましては、河川や海岸の水質保全を図るため、小型合併浄化槽設置補助として補助制度の継続と家庭の台所三角コーナー用水きりる過紙を配付し水質浄化に対する啓発に努めます。

水道事業として主な内容では、赤水対策として配水管の洗浄や鉛給水管の計画的な改修、水質管理の強化や老朽化した設備の更新等施設の維持管理に重点をおいた取組みをしていきたいと考えています。

**議長（新井 明君）** 多賀保健福祉課長。

**保健福祉課長（多賀孝雄君）** 保健福祉課の来年度事業に関する展開ということですが、私どもの課は、大別して保健関係と福祉関係とに分かれます。

保健関係から申し上げますと、国民健康保険事業・後期高齢者医療制度・老人保健事業・介護保険事業から各種検診事業関係となります。

国民健康保険事業から申し上げますと、平成25年度を目途に後期高齢者医療制度との制度の共有や国民健康保険法の改正に伴う広域化の課題整理など国の制度改正に関するシステム改修が予定されています。また、最近の医療給付費の増加が町国保会計の健全な運営に支障をきたすことから、保険料についても喫緊の課題として国保運営協議会等の協議・検討が必要となっております。

後期高齢者医療制度におきましては、国の方針に基づく制度の見直しや整理の段階をむかへておりますので、次年度は国・県通達に基づく作業に終始するのではないかという見通しとなっております。

老人保健事業におきましても、制度の廃止にむけた整理段階となっておりますが、新たにアスベスト被害により、労災認定を受けた方が一人対象となりましたので、今後県と制度の維持について協議してまいりたいと思います。

介護保険事業におきましては、平成24年度から第5次介護保険計画がスタートいたします。来年度は計画の策定年度となります。高齢化社会をむかえ、ますます介護需要は増加傾向にあるところですが、保険料や利用料の負担は利用者のみならず保険者全体の課題

となっております。国においても法改正を含む制度の検討を進めてはおりますが、先行き不透明感はぬぐえない状況となっております。急速な高齢化の進展とともに町民に直結した課題ですので介護保険運営協議会をはじめ関係各機関のご協力を得ながら慎重に計画策定を進めてまいりたいと思います。

各種検診事業関係におきましては、本議会におきまして子宮頸がんのワクチン接種について新たに助成をお願いしてございます。来年度は、さらにヒブワクチンや児童の肺炎球菌など従来の検診や相談業務のほかに助成制度の拡充を検討しております。また、こども医療費などの無料化についても、対象範囲を県の動向を注視しながら中学生前までに引き上げる検討をしてまいりたいと思います。

福祉事業に関しましては、高齢者や地域包括センター業務・障害者・生活保護世帯・こども手当(受給者 473 名、受給対象者 612 名公務員含)・保育所や児童館の運営など幅広く事業を展開することとなります。

本年 1 2 月から民生委員の改選に伴い、新たに委嘱された方が 7 名、再任の方が 1 6 名の 2 3 名体制で、民生委員活動がスタートいたしました。高齢化率 4 0 % を目前に、増え続ける一人暮らし高齢者や高齢者世帯に関する福祉政策として緊急通報装置の設置や地域包括センターを中心とした各種相談対応など住民福祉の充実にむけた展開をしてまいります。

障害者や生活保護に関しましては、自立支援を目標に就職活動に関する相談や障害補助用具の購入補助など国県助成に基づく各種の制度助成や相談業務の充実を図っております。

また、児童に関するものとしては、保育所・児童館における時間外保育や放課後児童クラブの開設により次世代育成への取り組みも進めているところでございます。

**議長(新井 明君)** 大竹教育課長。

**教育課長(大竹伸弘君)** 教育課の主な取り組み等を申し上げます。

まず学校教育については、来年度は、小学校においては、新学習指導要領の完全実施の年度であり、また中学校においては、新学習指導要領への移行期間の最終年度となります。

これまで、計画的に進めてきておりますが、新しい学習指導要領に基づく体育やその他教材備品の整備を引き続き進めていきます。

学習活動では、引き続き、地域の教材の活用、また地域の協力をいただき、自然観察や体験学習、キャリア教育などを行います。また学校間の交流にも取り組みます。

本年から配置した特別支援教育支援員も対象児童の発達に効果が大きいと報告を受けておりますので、引き続き配置をしたいと考えております。

学校環境の整備では、児童、先生方の健康管理や業務の効率化を図れる施設の整備を進めます。

また、児童・生徒の安全を守るためのシステムの導入や資機材整備にも取り組みます。

現在、教育施設建設委員会で引き続き協議いただいております中学校の体育館・柔剣道場建設、グラウンド整備については、24年度、25年度の建設・整備実施に向け、来年度においては、設計業務委託など計画的な事業実施のための準備事務を進めていきます。

社会教育の分野では、B&G財団の助成を活用し、老朽化したB&G海洋センタープールの屋根の鉄骨などの改修を計画しています。その他、公民館や資料館の設備の改修も実施したいと考えております。

また、公民館での主催教室や文化祭、資料館での企画展の充実や、青少年相談員の活動支援、無形文化財保護活動への補助等、B&Gにおける健康づくりやこども水泳教室、リズム体操教室等も引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

共同調理場では、安全でおいしい給食を提供するため、備品整備や施設の一部改修を計画的に進めるとともに、地域の食材、交流にちなんだ食材、季節行事にちなんだメニューなど引き続き、工夫した献立づくりにも取り組んでいきたいと考えています。

**議長（新井 明君）** 藤原産業観光課長。

**産業観光課長（藤原 勇君）** 産業観光課の、各分野ごとの主要事業についてご説明します。

まず始めに、農業分野では、昨年県営事業として着手した中山間地域総合整備事業の基盤整備が本格化することから、来年度は工事完成後の営農組織体制の再確認や充実が必要となる年と考えており、実験ほ場を実施するうえで作付けローテーションの確立や工程管理、販売方法などを検討する予定です。また、町全体農地の遊休農地活用等を関係機関や地権者と検討し解消に努めたいと考えています。

水産分野では、岩和田漁港整備事業が本年度完了するため、将来に向けての御宿漁港の活用方法や作り育てる栽培漁業を促進するため、磯根の保全、カジメの活用方法や漁礁整備の話し合いを御宿岩和田漁業協同組合が設置した漁礁協議会と具体的な検討を進めたいと考えています。

商工業分野では、商圈区域の拡大により行政区域を越えた買い物圏となっていることから、商工会を中心とした経営診断等の充実や中小企業が設備改修などを行う施設整備に係る利子補給制度などを引き続き継続して実施します。

観光分野では、夏期観光は重要な観光資源で近年マリンスポーツの多様化に伴い、水上バイクの海水浴エリア内に乗り入れるトラブルなどが増加しており、独自の乗り入れ防止対策が海水浴場の運営管理に必要と考えています。

今後、浮きブイや監視台の更新などを行い、海水浴客により安心安全な海水浴場の提供を進める他、駐車場整備の調査や老朽化が進んだ観光施設の継続的な改修を行う予定です。

観光宣伝の各種イベントについては、引き続き実施したいと思っています。

新たな取組みとして産業連携による仮称産業祭りや着地型観光の可能性について、まちづくり推進委員会の専門部会で検討を予定しています。

**議長（新井 明君）** 渡辺税務住民課長。

**税務住民課長（渡辺晴久君）** 平成23年度税務住民課の予算編成にかかる主な事業につきましてお答えいたします。

税務住民課の主な事業といたしましては、戸籍の電算化事業がございます。

本事業は平成24年度の完全稼働を計画しているところですが、一部の稼働につきましては平成23年度での稼働を予定しております。

電算化によりまして、より迅速で、正確な戸籍管理、また職員負担の軽減についても図ってまいりたいと考えております。

また、歳入面になりますが町税につきましては、社会、経済情勢の著しい変化により、予測が難しい状況ではありますが、税制改正や景気、雇用の動向を十分勘案し、影響額を予算へ反映させてまいりたいと考えております。

**議長（新井 明君）** 10番貝塚嘉軼君。

**10番(貝塚嘉軼君)** ただいま、各課長から来年度の予算に向けての政策が述べられたわけですが、私は、その中でこの事業に関してはこのぐらいの予算要求をして、そして実施に向けて行くんだという、事業に対して熱いものが伝わって来ません。ですから申し訳ないけど先ほどお聞きしたとおり、今のようなことを要求するんで、よってそれにはいくら我が課は必要だということで概算、木原課長は明日まで町長に提出するようにと言われておるといことで、決定ではないといわれましたが、当然、あたりまえなことであって、今は要求を出すところなんでしょうから、出す予算、今の事業いくらぐらいでこの事業には予算付けをして実行して行くんだということがあろうと思います。総予算について大体それを聞けば私どもは解ります。一般町民にお示しするのは3月の議会になるだろうと思いますが、今、言われた各課長の事業については継続かな、あるいは前年度事業に引き続いてちょっと予算を付けたで実施して行く、あるいはもう計画が終わって今言った中で、もうこれは後回ししてもいいんだというような形もあろうかと思います。そういう中で木原課長にお聞きします。

大体、総予算はいくらを想定してですね、今、各課長が申し上げた事業が来年度予算に組み入れて町民の豊かな生活のために作り上げられるのだということをお聞きしてください。

総額、予定額ぐらいは、今ここで示されるのではないのでしょうか。

**議長(新井 明君)** 木原企画財政課長。

**企画財政課長(木原政吉君)** 現段階では税収の査定も行っておりません。どの程度景気の動向によって町税があるか、それが確かどうか、そういう査定が今後進められて行きますが、概ね近年の状況で言いますと30億以内の予算規模になるのではないかと思います。

**議長(新井 明君)** 10番貝塚嘉軼君。

**10番(貝塚嘉軼君)** 私も非常にですね、来年度の予算については今までとは違うぞと、皆さんご存知のとおり議員を代表して監査委員をおおせつかって毎月見て議員の皆さんには報告をしております。そういう中で非常に厳しい来年度予算になるなと感じる一人であります。ですから、今、各課長に今までにない来年度の予算の考えをお聞きした訳でございます。そういう中で財政の見込み、非常に厳しいものがあると、その財政を見込めるような経済活動が必要なんですね。だけど、先ほど申したように、この円高が進んで雇用促

進がままならない、産業が活性化されてないという状況の中で、御宿だけは元気をもってやっているということは非常に難しい状況であるということは分かっております。ですからこの後に町長にもお聞きするわけですが、町長は2年前に選挙で立候補したときにですねいろいろな分野において約束をしております。そうすると任期の4年の来年度は折り返しになると私は思います。これは、来年度予算は厳しいながらも町長の政策が、いかに大事か、町長がどのように御宿町を他町村と違った形で活性化をして行くか、それによって町民が潤い、税収を賄うと、収入が上がれば税金は払えるのですよ、収入がなければ払えません、ですから私は毎年この12月議会においては次年度の予算についてはどうなんですかと、どういう考えなんですかということ聞いてまいりました。

今年はどうですか、私は特に町長に聞きたいことは、もう、そろそろ前任者に引き続いてやってきた大きな事業は2年で終わっているものと考えます。町長の本当の自分の思う政策、またこの町を活性化して行こうと、そして教育や福祉に充実した政策を行えるような財源確保をして行こうという心意気が反映される予算になるのではないかなと期待をして、お聞きしたわけなんですけど、30億程度というと、先ほど申したように起債の償還がピークに達するようでございます。24年度からは起債も減り少しはゆとりの持てる予算が組めますよというような気持ちもありますけど、今の経済状況が続いたら起債が減ったらその分従来どおりの税収があるかということ、これは、私はクエッションだと、ですから再来年は良くなることはないと思って、来年度は町長における勝負の年だと、町民が石田町長が約束した、町を変えるんだというその言葉の意味が来年度に深く係ってくるのではないかなと、私は思います。

よって、財政課長から30億以内でと大まかな額が示されましたけど、私はいろいろな形の中で一番の問題は、やはりこの大変なときに町有財産をいかように活用したらこの厳しい財政を補って行けるかなと、その辺木原課長、財政担当課長として町有地の処分とかそれらをですね予算に繰り込んで行こうという考えはございませんか。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** できる範囲で町有地については処分できるところは処分したいという認識で進めてまいりたいと思います。

**議長（新井 明君）** 10番貝塚嘉軼君。

**10番（貝塚嘉軼君）** 担当課長から処分できるものは処分して行きたいという話でした。そこで私は、一つ町長に聞く前に私からお願いしておきたいのだというのは、21年4月10日に町長あてに要望書を出してあります。これは、天の守地先の町有地について活用する考えはございませんかということで、何回か私の考えと利用の仕方についてひとつの考えを示して提案してあります。しかしながら、それについての明快な回答というか、その件につきましてはこのようにしますよというような回答がいただけていないということで、町有財産の活用について天の守地先の町有地について、いかように考えているかをお聞きしたいと思います。それはですね、これからお願いする23年度の町長の重点施策ということで各課から今のことは明日には町長あてには提案されるわけです。その中で町長が自分の考えている政策の何処を、何に優先順位をつけて来年度予算の中の超目玉にするのかお聞かせ願えればと思います。

**町長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 今、貝塚議員から新年度の予算編成方針、重点事業、また、私自身が提案いたしました事業についてマニフェストとの整合性を含めまして、第二番目の質問として解してよろしいですか。

先ほど各課長から詳細な部分でお答えを申し上げておりますので幾分重複しておりますがよろしくお願ひ申し上げます。

来年度予算の編成方針でございますが、平成23年度は「地域主権型社会の第一歩」をテーマとして掲げたところです。

地域に活力を生むために、福祉医療の充実、農業、漁業、観光業など地場産業の育成と産業間の連携を図り、自然環境の保持と景観の創造に努めて行きたいと思ひます。

また、文化事業を推進し教育の振興を図って行きたいと思ひます。

マニフェストとの整合性につきまして、福祉医療の充実につきまして、町づくり委員会福祉ワーキンググループを中心にきめ細かな福祉政策を実践し、子ども医療費、子宮頸がん、ヒブワクチン、肺炎球菌、妊婦に関する検査など助成制度の拡充を図って行きたいと思ひています。

産業の振興についてまず第1次産業、漁業の振興につきましては、磯根資源の保護拡充に合わせ、森林資源の保護について試行ですが、事業を進めて行きたい。

また海洋資源カジメの活用などについて研究を進めて行きたいと思います。

また、農業につきましては中山間地域総合整備事業の進展に伴い、営農組織体制の確立を進め有害鳥獣対策の拡充を図って行きたい。

また、観光業の推進については、月の沙漠及び記念像とメキシコ公園、この二つについては御宿を訪れた観光客には必ず見ていただきたい文化的、歴史的財産でございますので、この二つの施設の駐車場対策のための調査事業を行い、駐車場施設の充実を図って行きたい。

また、まちづくり推進委員会産業振興ワーキンググループを設置し第1次産業との連携において産業まつりを実施して行きたいと考えます。

また、自然環境の保持と景観の創造については、河川浄化対策や景観行政団体の指定を受けつつ、街路、景観の整備を少しずつ手がけて行きたいと思います。

全町公園化構想に係る具体的施策としてのさくらワーキンググループによる、桜の植栽及び管理については、花の植栽を含め事業を進めて行きたいと思います。

次に教育文化事業の推進ですが、絆記念日に係るイベントの定着化をはじめ各種文化事業を進め、公民館事業の充実と併せ「くらしの満足度」の向上を図って行きたい。

教育の振興については、中学校体育館の建設準備を進めるとともに、教材備品など学習環境の充実を図って行きたい。

また、活性化策として定住化政策の推進、旧岩和田小学校の活用や旧御宿高校の利活用については、町民の皆さんや各団体の皆さんなど広く意見を伺い施設購入について前向きに取り組んで行きたい。

災害対策について、久保橋上流普通河川清水川の整備について、準用河川指定の事務事業を速やかに進めていきと考えています。

質問通告の中に私のマニフェストに関して見直しに関して言及されていますが現時点では私はマニフェストに関する見直しという観点とか視点はもっていません。

**議長（新井 明君）** 10番貝塚嘉軼君。

10番(貝塚嘉鞆君) 特に税収が上がらなければ何事もできない、これが財政、収入支出の基本だと思います。よって、今のようなあるゆる事にこと細かに住民のためにやっ  
て行きますよということは、私はすばらしいことであり、それが当たり前だと思っております。その政策に対しては、私は、町長はその形の中で予算づけをして提案されれば大いに結構だと思います。一点だけ、活性化策についてこれだけはやりますよ、よって、税収も上げて行きますよ、町民が豊になって行きますよという政策が見えてない。先ほども言ったように町有財産の処分について、どう考えているかということについて私が再三言っているように天の守地先、2万5,000坪もある土地をいつまでも眠らしておく気であるのかと  
感じるのですよ、あそこには大型開発できる重機が入る道路ができました。町長も職員  
の時代にこの道路の建設についてはいきさつは十分承知しているはずだと思います。ですから、今日、明日どうこうでなく、今考えてもらわないと5年、10年先まで野ざらしのままになるのです。ですから町長は見直す考えはありませんと、私の約束したことは見直しせず4年間やっ  
て行くことであれば、この活性化対策を具体的に示してください。来年度予算で  
できますか。あるいは4年間に本当に町民が石田町長を選んでよかった、俺たち皆、  
豊かになって健康保険も介護保険も税金もお陰さまで滞りなく納められる、よって、そのお陰で又、自分のところへその恩恵が巡ってきて豊かな生活が送られていると、このサイクルを町民が求めていることではないかと私は思うのですけど。先ほど申したとおりたく  
さんの人が訪れて観光関係の事業者は儲かったでしょうと、しかしですね結論は儲かっ  
ているどころか減少しているんですよ、ですから来年度は税金は払えませんよ、そうしたら  
30億の予算を組めますか、だから私は、今年はずっと違っていて質問しているのは各課長  
はそういうことを踏まえた中で来年度予算については今年の税収を精査した中で組むこと  
であって、まだ年度末まで5ヶ月あります、町民は義務ですから払ってくれると思います  
けど、払いたくても払えない状況というのが今あるんですよ、現実に、ですからしつこい  
ようですけど天の守地先も買い手があつたら売つたらどうですか、町の方針に従つてこ  
ういう開発をしますよという企業があるかも分からない、定住化にも繋がって行くかもわ  
からない。あるいは交流人口も増やせる施設も出来るかもわからない、御宿が年々観光客が  
減っているというのは滞在ができないんですよ、何も見るところがないんですよ、ゆっく

りしたいという所がないんですよ、御宿には2箇所の温泉を掘って営業している業者がいます。私は以前に一般質問で町長に提案してありますね、御宿温泉宣言をしませんかと、そして業者に話を分けてもらうことが出来ませんか。あるいはそれを御宿温泉として公表して日本中の温泉の一つとして位置づけていただけませんか。そのくらいの努力をしていただけませんか。町長はマニフェストで温泉を掘りますと言っていますよ、約束していますよ。掘るといったら何億とかかりますよ。それよりも今出ているんですよ、事業者は協力すると言っているんですよ。町長やるのかどうかお聞きしたいです。人づくりも環境づくりも何一つ欠かすことが出来ない政策だと思います。だから、それが町民にうけられるようにするにはどうしたらよいかというのは、やはり活性化ですよ、元気なんですよ。元気のある町にしてくれないとよそから来る人がいないですよ。御宿へ行くと元気だから、御宿へ行って元気をもらって、又がんばろうと、そういう地域づくりが私はほしいと思います。どうか、前任者の引継ぎ事業とかいろいろあったでしょう、400年祭とかそれに財源を充てた、今年はそれでもいいと思います。23年度は町長の考えでどうしたら8000人の町民を豊かにするかということだと思ふのですよ。ですからマニフェストについても出来ないものは出来ない、出来るものは出来るということで4年間のうちにこれだけは約束します、出来なかったものについては2期目に挑戦させてくださいと、2期目頑張ってくださいよということだって悪いことではないでしょう。とにかく活性化対策について町長お願いいたします。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 活性化対策について町を元気にしようと、私は常にこのことは考えています。そして、町づくりの基本方針として御宿町が持つ特性それは何か、美しい自然環境であります。これを生かした町づくり特に御宿町の歴史を見たときに観光立町を目指したときがあります。それはやはりこの環境があったからであると思います。ですから私は今後かなりの内容で観光産業は振興して行きたいと思っています。

昨年の4月8日に要望書をいただいたということですが、あの内容については簡略して申し上げますとメキシコ村の構想とか、大きな用地で開発をしたらどうかとそれによる活性化したらどうかという内容であったと思います。その時は議会において現在の社会経済

状況また町の財政事情を勘案した時に、これは、現在は私としてはすべきではないと考えたわけです。また、将来的にも自然環境を護るという中で、森林の伐採とかそういうことにかかわってきますから、私は大規模開発によって環境を汚染をしないと公約に掲げていますからその辺を勘案していかなければいけないと考えています。

温泉の関係ですが、短期的な課題は100パーセントで実施してきていると考えています。中長期的な課題につきましては現在ベースづくりを手がけている部分もございますが、温泉の町づくりとかビーチサイド計画、企業誘致については手がけてないところですがこれはこれから考えて、どうしても無理であるとか出来ないといったらそれは変更ということをお願いしたいと思います。また、私は温泉の町づくりは謳っていますが、温泉を掘るとは掲げていません。それについては誤解のないようお願いいたします。貝塚議員からご指摘いただいております現在これだけの温泉が出ている中で活用ということについては十分に考えていきますのでよろしくお願い申し上げます。

地域経済の活性化については、これはやはり、なにを実施するのも財源が必要でございます。急に活性化することではございませんのでその辺は考えて優先順位をつけて地域の活性化に結び付けて行きたいと考えています。いつも念頭にあるものは元気な町、活性のある町、これは私が常に考えているところでありますからよろしくお願い申し上げます。

**議長（新井 明君）** 10番、貝塚嘉軼君。

**10番（貝塚嘉軼君）** 常に考えていただいているということは十分承知はしているのですが私は、具体的にこれをやりますよとものは何をさておいてもこれを優先してそこから財源を確保して行くんだというような政策を考えているのかなと思うのでお聞きしたのであります。常に考えていますということで環境を重視しながらそういうものも考えているということですね、だけどなかなか二兎追うもの一兎を得ずということがあります。なにかビシッと一つ決めていただいて、後のものについては達成されてからついてくるものだというような考えもあろうかと思えます。とにかく町民のためを思うのであればなんとか活性化していただいて生活が豊かになるように、笑顔で町に税金を納められるような環境をぜひお願いしたいと思います。

建設環境課長にお聞きします。道路整備等も来年度の施策の中に盛り込んでいるという

ことですが、具体的に実施してほしい道路があります。

六軒町地区で岩和田の子供たちの通学路に指定されている鈴木電気さんの前から下っていった突き当りまでの道路が非常に悪くなっています。その辺の予算を計上してもらえることは出来ませんか。

**議長（新井 明君）** 米本建設環境課長。

**建設環境課長（米本清司君）** ただいま質問された地区につきましては現場を確認しました。予算の範囲内で入れることが出来るかどうか、あるいは町全体の中で優先順位等を決めながら執行して行くと、また、地区のバランスをとることもありますのでそれらのことを勘案しながら予算要求につきましてはご期待に沿える要望はして行きたいと思えます。

**議長（新井 明君）** 10番、貝塚嘉軼君。

**10番（貝塚嘉軼君）** 産業建設委員長の小川さん執行部の方へ要望書を出してやってください。子供達が毎日元気で安心に行けるのも一つの環境教育の一環であります。お願いいたします。

何やかにやとまとまりのない質問をして申し訳ありませんでしたけど、私は町を思う一人です。私は、町を思う熱血議員だと聞きましたので、是非、私がお願いしたいことを聞いていただいて町民が本当に明るく、楽しく、豊かに生活できるように町長はじめ執行部の皆さんよろしく願いいたします。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

**議長（新井 明君）** 以上で10番、貝塚嘉軼君の一般質問を終了いたします。

ただいまから15分間休憩といたします。

（午前11時15分）

**石井芳清君**

**議長（新井 明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

議長（新井 明君） 続きまして、5番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（5番 石井芳清君 登壇）

5番（石井芳清君） 5番、石井です。それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

本定例会では4点にわたって質問をいたしたいと思います。1点目が町長の政治姿勢について、2点目が定住化策について、3点目が全ての家庭で地デジ放送の受信が出来るようについて、4点目が広域消防と医療機関の連携についてであります。

それでは、まず町長の政治姿勢であります。第四次基本構想の策定方針についてうかがいたいと思います。申すまでもなく町づくりの指針は総合計画であり御宿町ではこれまで12年間を一区切りとして計画を策定、第三次基本構想も平成13年から24年となっており残す2ヵ年の中で次期基本計画の策定が必要だと考えるところであります。第三次基本構想の策定はそれまでの各種計画が町外の大手企業に委託をし多額の費用を要しながら町民の想いや実態とかけはなれたものとなっており、例えばリゾート構想によるゴルフ場計画などが大きな例であります。その反省から町民参加の策定委員会で文字どおり手作りづくりあげたと記憶しております。当時を振り返っても職員の皆さんには大変なご苦労があったと思いますが、それが町民、職員の財産となり町村合併問題を乗り越え協働の町づくりとして昨年のサンフランシスコ号400周年記念事業を立派にやり終えたことに繋がってきているものとするものであります。少子高齢化とともに日本全体が人口減少に向かっており、政治的にも不透明なもとで今後の12年を困難な部分もありますが、地方分権は一層進むものと考えます。民主党政権が進めている分権化に全て賛意を示すものではありませんが、地方自治体が自らの意思で決定し、執行する時代、政策能力と執行能力により自治体間の格差が益々開いてくると考えられます。私はこの教訓を生かす立場で策定を進めるべきと考えます。前段で予算編成方針について質問がありました。私はこの総合計画を策定する条件として、一部分認識を異にするものでありますのでこの場で申し述べさせていただきます。

一つは、財政問題であります。昨年12月広報の資料編を見ましても、大変財政が苦しいと前段者にお答えしていましたが、この中の財政の変遷をみますと平成11年度当初予

算額で31億にながし、12年度30億、13年32億、14年34億、15年29億、16年33億5千、17年35億、18年27億3千、19年27億5千、20年27億7千ということで先ほど新年度の予算想定は30億に近づく額と言われましたが、私はこの推移をみるとこの間の町づくり、特に職員を減らした中で額的にも増えていると、国の施策にもよるわけですがそうしたものの評価に値すべきものではないかと思えます。

観光施設の入り込み状況につきましても観光客数は年間を通じて17年で62万人、18年で68万人、19年が67万人で減っていない統計があります。観光収入の推計は17年で22億5,280万、18年で約22億、19年で21億、20年約22億円というような報告がされています。ですから、そういう面におきましては他町では大きく観光客が減っている、収入が減っているという所が多いわけではありますが、比較的御宿は様々な状況の中で一応落ち込みのない状況が保たれているのかな、ただ、今年はさらに大きな経済の落ち込みの中で状況が少し変わってきているのは、私も同感するところでございます。こうしたもろもろの中できちんと捉えながら町長のマニフェストにとらわれることなく広い視野に立って今度の12年間、この2年間で腰を落ち着けてこの計画を作っていくことが重要だと考えるものでありますが策定に向けての基本的な考え、現時点における総括と課題についてお聞かせ願いたいと思います。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 第四次基本構想の策定についての質問でございますが、第三次基本構想につきましては、平成13年度を初年度といたしまして平成24年度までを策定計画として定め、現在運用を図っているところです。第四次基本構想の策定につきましては、現行の計画方針のうち引き続き検討、取組みが必要な政策については継承することはもちろん、地域主権型社会の構築が進められる中において、何が必要か、また何を住民は求めているかということをしかりと受け止めまして、議会をはじめ各種団体と連携しながら住民の意思を的確に反映してまいりたいと考えております。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** そうしますと私が質問しました総括と課題ということで、非常に

簡潔に答えられたわけではありますが、私は冒頭で述べましたとおり、現第三次基本構想はいわゆる町民参加の中であつたと、協働の町づくり、総合計画のスローガンは自然の恵みを継承し、心安らぎ未来へ躍動する夢多き町づくり、これをスローガンに掲げたことをごさいます。こうしたものについて、この策定方法とスローガンそのものについてご自身ではどのように考えているのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 第三次基本構想の目標年度が平成24年度でありますので残り2年度であります。現時点での総括と課題ということをごさいます、第三次基本構想は自然の恵みを継承し、心安らぎ未来へ躍動する夢多き町づくりを基本理念に6のテーマを掲げております。

第1に基礎的條件の整備、第2に教育文化の向上、福祉医療の充実、産業の振興、生活環境の保全、行政の近代化とコミュニティ形成と6のテーマごとに基本施策を定め実施してまいりました。これの項目に関しましてはそれぞれの基本施策につきましてチェックはしましたが現時点におきましてはかなりの高い比率で事業展開がされてきたと認識してまいります。

まず基礎的條件の整備につきましては生活関連道の舗装改修、各区からの要望を踏まえながら段階的に、かつ計画的に取り組んだ他、JRの協力により跨線橋への屋根の取り付けや駅舎の改修など駅機能の利便性の向上が図られました。

教育文化の向上につきましては中学校校舎の改築を始め御宿小学校の耐震化等、児童生徒が安心して学べる教育環境の充実を図るとともに日西墨交流400周年記念事業を通じ住民参加による様々な文化交流事業を開催いたしました。

福祉医療の充実につきましては子供医療費の助成の段階的拡充や保育所、児童館サービスの拡充など子育て支援の充実を努めた他、社会福祉施策として福祉タクシーの対象拡大や生きがい対策事業の充実を努めてまいりました。

産業振興であります但し中山間地域総合整備事業への着手や漁港整備等、産業基盤の強化に取り組んだ他、地場産業の連携施策について重点化を図りました。観光案内所を始め公衆トイレやサイン整備等、来町者のおもてなしについて充実を図りました。

生活の保全につきましては清掃センターの整備や最終処分場の閉鎖工事など住環境保全に向け適切に対応する他、ゴミの減量化やリサイクルについて推進しました。

消防防災面では消防団の協力のもと災害時の対応や日ごろの訓練等、適時、適切な対応に努めるほか分団統合による組織の合理化を進めました。

行政の近代化、コミュニティ形成であります光ブロードバンド整備をはじめとする情報環境整備の充実をはじめ分権時代における協働の町づくりについてボランティア活動を含め様々な分野で拡充促進に取り組んできております。

今後の課題につきましては中学校体育館整備をはじめ景観美化や遊休地の活用、さらには高齢化への対応や定住化政策、産業の活性化や多くの課題、目標が掲げられます。景気の低迷により税財源をはじめ財源の確保について厳しい状況が予測されるところでありますが、地域のあらゆるエネルギーを駆使して地域需要を的確に捉えながら創意工夫のもとで一つ一つ着実に政策課題に取り組んで行かなければならないと認識しています。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 町づくりへの意欲と決意をしめたものだ理解しました。これから12年間を目途する計画づくりをする中で参考までにお聞かせ願いたいのですが、石田町長は合併しなくて良かったのかどうなのか、お聞かせ願いたい。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 平成の合併問題につきましては町民の皆さん、議員の皆さん非常に大きな問題であったと認識しています。いろいろな経過を経まして現在に至っています。

私は基本的な考え方としては、地域が生き生きと躍動する町づくりについては8,000人の人口ですが、為政者、議員の皆さん、町民の皆さんが一番意思疎通、コミュニケーションを図り、よい町づくりができる一番良い形の大きさの町ではないかと思っています。そのような意味でいろいろな経過を経まして現在に至っていますが、この現在の経過、要するに独立して一つの町としてこれから町づくりをして行くわけですが、現在置かれた状況をよしとして更には御宿町をいかに町づくりをして行くかということでは適正な規模だと思しますのでこれから合併問題については国の方針が示された場合には考えて行きます。当分の間は御宿町独自の特性を生かした町づくりを進めて行きたいと考えております。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 私もその点については賛意を表明するものであります。そういう意味では地に腰を落ち着けて、本当の意味での計画づくりが求められると思います。

策定のスケジュール、また町民の声を反映させる方策等について具体的にお願いたします。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** 平成25年度より始まります第四次基本構想の策定につきましては策定期間を概ね2年間と考えています。23年度当初より第三次構想の検証を含めまして事務的な準備に入り、23年10月には住民参加による策定委員会を開催し意見集約をした後、住民懇談会等を経まして24年秋までには素案を策定しパブリックコメントを経たうえで24年末には最終案を策定したいと考えています。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 前回も町民からの声、子供からの提案ですかそういうものを踏まえた策定が行われたと理解をしています。

先般中学生議事を傍聴させていただきました。子供達は、自分たち町のことをよく見ていと大変関心いたしました。近隣では長柄町が自分が町長になったらアンケートをとっています。町にやってもらうというのではなく自分がどうしたらいいのかと、より能動的な意見が多数出てきたと拝見をしています。また策定委員に生徒を参加させている自治体もあるとうかがっています。御宿町の将来を担う子供の声をどのように反映させるのか、その考えがあるのかどうかうかがいます。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** 基本構想策定には住民の声を十分反映させることが重要と認識しています。当然、住民参加の策定委員会、住民懇談会、それに対する意見聴取、パブリックコメントを実施してまいりたいと考えています。長期にわたる構想であるので若い世代の住民の皆さんの意見を反映させることも大変重要だと認識しています。中学生のアンケートも勿論でございますが、他団体ですと大学生や高校生を策定委員に加えており若者ならではの貴重な意見あるときいておりますので是非この点については策定に当た

っては検討してまいりたいとかんがえております。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 基本構想の計画にはなかった、もしくは変更と思われる新しいものの2点についてうかがいます。

景観行政団体への移行であります。景観行政団体とはどういうものであるのかメリット、デメリットをどのように考えているのか。また、景観行政団体を施行するとなると計画づくり、執行について留意すべき点についてはどのように考えているのかうかがいます。

**議長（新井 明君）** 米本建設環境課長。

**建設環境課長（米本清司君）** 国では平成15年7月に「美しい国づくり大綱」が発表されています。景観施策への取組みを積極的に行うこととされまして、平成16年6月に景観法という法律が制定されています。法の目的は都市や農山漁村等における美しく風格のある国土の形成などを目的としまして基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民の責務、景観計画、景観地区等について規定されていまして、景観行政についてやる気のある市町村が中心的な担い手となるように景観行政団体という新しい概念が導入されているところです。

景観行政団体とは、景観計画の策定や景観法に基づく景観行政を担う主体とされておりました。具体的には指定都市、中核都市、都道府県が自動的に景観行政団体となっております。指定都市及び中核都市以外の市町村につきましては都道府県との協議、同意によりまして景観行政団体となることが可能とされています。

景観行政団体のメリット、デメリットは景観行政を積極的に推進して行くという住民に対するアピール、ピーアール効果があると考えます。地域活性化への寄与、観光振興、商工振興等を通じて地域活性化へ寄与できるのではないかと考えています。また、町のイメージアップ、地域全体の財産的な付加価値の向上も考えられます。景観町づくりに対する補助金の対象となりやすいものがあります。景観重要構造物の修理、景観を活用した交流人口の拡大を図る施設整備について対象となる。伝統的な町なみの整備や広場、休憩施設の整備、河川整備も含まれるとうかがっています。

デメリットは、デメリットとして捉えるのかどうか難しいですが建築物や工作物のデザ

イン、色彩に関する規制等を行うことができるということで、住民に対してはこれをうけるといってでございます。

留意すべき点は、この進め方にもありますが調査、検討内容にあつては住民の理解、協力

が必要不可欠であり、これが一番大事であると認識しています。

今後の進め方として議会、住民との意見交換を十分行いながら計画を策定して行きたいと考えております。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 住民もはじめて聞くような話の内容だろうと思いますが、今後の留意点でやはり住民の理解と協力が不可欠だというような話をいただいたわけですが、私もまったくそのとおりだと思います。

景観法の確認をしたいのは、国が制度としてもっていて県としては自動的に景観行政団体となると説明がありました。我々、こうした大きな国の姿を指し示す計画について、いわゆるリゾート法が御宿町にも大きな影響を与えたと思うわけであります。それらについて不安、懸念が私議員一人としてもあります。特に町民の中にはこうした新しい大きなものに踏まえてゆくものには不安に根深いものがあるのではないかと思います。一つ確認したいのは協議、同意により景観行政団体になることが可能と説明がありましたが、では、仮にこの景観行政団体を脱退することが可能かどうかについてうかがいます。

これは県が既に景観行政団体になっていると理解するわけでございますが、そうしますと国や県が新たな施策、景観誘導を行うわけでございますね、そうした場合は自動的に御宿町が景観団体になれば誘導した方向性の中に当然入るといって考えてよろしいでしょうか。

既に都市計画であるとか土地の利用について大きな枠組みを御宿町はしてあるわけです。それとの上下関係でいえば景観法は法律的には下になるのかなと思うわけですけど、その位置関係でそうなりますと自分たちが住民たちとこういう景観をつくりたいとなったときに、いや国、県は違いますよというところの混乱が生じるものがあるのかなと不安に思っているところであります。先にフローを説明していただきましたけど、できれば1月から

新年度前を目前にして住民説明等を踏まえながら策定に向けて行きたいと話されていたと思うわけですが、そのスケジュールをどのように考えているのかと、今結構、住民とかいろいろなことを各地でやられているわけですが、どの程度の合意があればいいと事務局では考えていますか。もしくは国、県の指導はあるのですか。以上、確認をしたいと思います。

**議長（新井 明君）** 米本建設環境課長。

**建設環境課長（米本清司君）** 脱退することができる、できないことを考えたことはありません。というのは法律に基づきまして、千葉県も良好な景観の推進に関する条例を定めていまして、その中で県の責務、役割として県内の各市町村にて景観セミナー等を県内の数箇所で実施しています。今後も実施していくということで普及、啓発や協力支援等に努めております。その内容としては個々の地域性を重視して行っているということでございますので、県の意向をうけまして御宿町も県内では町としては1箇所もないわけですが先陣をきって着手して行こうではないかという考えでございます。

上位法令についてどうなのかということでございますが、これは法律、県条例に基づいた町の条例を定めて行くこととなり、抵触することはできません。一部については許せる範囲で御宿町独自の景観に対する条例を定めることができるということです。

スケジュールですが、11月に産業建設委員会、議員協議会で説明させていただいたわけですが、今後都市計画審議会にも説明しながら1月頃には景観行政団体への移行の協議を行い、2月頃同意となれば、告示をし平成23年4月から景観行政団体へ移行していきたいと考えています。景観行政団体へ移行した後の計画の策定でございますけど、景観資源の基礎調査、町民や有識者との協働による景観形成の意見聴取等があります。そのようなものを経て行くということで、策定が出来るというのには相当な期間がかかるのではないかと考えています。住民との意見交換を重要視していくと、住民の協力が一番大切だという面からいきますと、そういうものを取りまとめて策定するとある程度の期間は必要ではないかと考えています。

どの程度の合意ということでございますけど、中身的には内容によりましては関係する地区の3分の2以上の住民の同意がなくてはならないというものも項目にあります。基本

的にはどの程度ということではなくて、住民の理解を得ながらやって行くということでございます。

**議長（新井 明君）** 質問の途中でございますが、これより1時10分まで休憩とさせていただきます。

（午後12時03分）

**議長（新井 明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

**議長（新井 明君）** 石井議員登壇の上ご質問願います。

**5番（石井芳清君）** 5番、石井です。それでは、引き続き一般質問をさせていただきます。

先ほどの説明の中では議会に関する議決のような案件はどうかという疑問が残っているわけです。3月まで県の同意をとると、これは確認いたしますと町と県との間で同意をとる協議を行う。その協議が合意に達した場合景観行政に移行する。整えば4月を目途に景観行政団体に移行したいという説明ですね、その後の計画の中で住民の皆さんと相談をして協議、合意の上進めて行きたいというような話であったと思います。これまでリゾート法等もありまして例えば、町がつくりましたマリンリゾート構想は議会の議決案件ではなかったと思います。今回も景観行政団体への移行については議会としては説明をするという手順だけで、特に大きな意見は出なかったわけですけど、具体的な議決案件ではないという認識でよろしいかと、もう一つ今後、景観条例を策定するというようなこともあると、そうしますと条例でありますからこれは当然議会の議決があってはじめて有効になるのだと理解しております。具体的に議会として直接的に関与するのはこの条例が策定された場合には議決に関与するということだけなのでしょうか。

策定の間、町民の皆さんとも協議をするのお話もありましたが当然議会議員も様々な形で町づくりの参画をしているわけです。当然計画づくりの中にも策定委員会というものが多分つくられるのではないかなと思われるのですが、その確認をしたいと思います。

**議長（新井 明君）** 米本建設環境課長。

**建設環境課長（米本清司君）** 景観行政団体へ移行する手続きでございますけど、県との実施協議をしまして、千葉県知事の同意を得られれば告示をして23年の4月には景観行政団体へ移行したいということでございます。これにつきましては議会の議決行為ではありません。

その後の景観資源の基礎調査や町民や町づくり等の委員会等からの意見を聞きながら景観計画を策定するわけでございます。その景観計画を策定すると同時に景観条例の制定をするということになります。この景観条例の制定は議会の議決行為となります。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 議会とすれば景観行政団体へ移行に関する調査の活動に一方ではできるのかなと私の考えでいます。大きな枠組みに関する町の進み方が、新たな枠組みに入って行くわけですので慎重な対応、十分な説明、合意という説明をいただいていますけれどもそうしたものをやってゆくということが大事だと思います。

壮大な12年間の基本構想と、この景観策定が4月から実施したいという中で調査だとか計画づくり、コンセンサスづくりというのも当然オーバーラップ同時並行で行われるというように思われます。必ずしも違うものではないわけですが、では、全ての諮問委員会を一つの委員会で行うのかというのは、これはやはりそもそもの目的があって例えば町づくりの推進委員会の意見を聴取してとの話がありましたけど、もともとの趣旨があるわけですからそれを踏まえてどう調整するのか。小さい町でありますからマンパワーと申しますか、人ですね適切な配置についても限界がありいくつか重なっていく、そういう調整も必要になると思いますのでそれを指摘したいと思います。

次に、御宿高校の跡地利用についてうかがいます。

跡地利用につきまして経過と今後の対応についてうかがいます。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** 旧御宿高校の経過について説明いたします。

旧御宿高校は平成19年度より県立若潮高校との統合によりまして廃校となりました。以後、町は県に対しまして教育福祉関係の施設として建物、用地の活用をしていただきました。

いということを要望してまいりました。平成20年度には東京の私立大学から県に対して問い合わせがあり、現地を視察しましたが最終的には決定までには至りませんでした。21年度に入りまして県が町を訪問してきまして旧御宿高校を一般への競売を考えたいと説明がございましたが、町の事情を説明して一般への競売は見合わせていただきたい旨を要請し、県の了解を得て町も教育関係への誘致活動を実施するという事できました。その結果、昨年は1件、今年に入ってから2件の学校関係の視察がありましたが決定までには至っておりません。20年当時の県の説明によりますと、県が旧高校を民間に売却する場合について価格は約2億円という説明がございました。今年に入って県は旧御宿高校の土地、建物の鑑定評価を委託しまして公共用目的に使用する場合のみの鑑定評価の結果が出まして、11月に入りまして町に説明がありました。

土地が約6万<sup>2</sup>m<sup>2</sup>、建物が管理普通教室4階建て、前面に特別教室棟4階建て、家庭経営実践室1階建て合わせまして7536m<sup>2</sup>、この土地、建物を合わせました鑑定額が3,840万円ということがございました。さらにこれを町が県から直接購入して公共用を目的に使用する場合であれば3分の1の減額の決まりがあるということで、減額後の価格が2,560万円ということでありました。

これに基づいて県は町に対して活用方法を含めて購入について検討していただきたいという申出でありました。町といたしまして購入も一つの選択肢として検討したいということで考えておりまして11月16日開催の総務常任委員会、議員協議会でこの経過について説明し、さらに11月26日に議員全員と町の担当課長含めて現地の視察をしたところでございます。その後、12月6日に町長が県の担当課を訪問して県の考え方について確認をしております。今後、購入した場合当然維持管理費もかかりますのでこれらを踏まえた上でどのような活用方法があるか多くの住民皆さまに意見をうかがい判断したいと考えています。具体的には12月中に職員の中でも課長補佐、主査、係長クラスの職員も現地を視察してどのような使い方があるか意見を出させたいと考えています。1月に入ってから教育、福祉、産業関係の住民の代表の方に現地を視察していただいて活用方法の意見をうかがってまいりたいと考えております。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 11月16日に議員協議会で説明を受けたわけです。また、現地の視察をしてみいました。議員協議会で出された意見では突然であったのもう少ししっかり考えたいというような意見が出されたことは承知のことと思います。協議会では来年早々一定の方向性をまとめるということでありましたが、12月6日に町長が県に出向かれまして県の対応を確認することで行ったということですがその内容についてうかがいたいと思います。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** 12月6日に町長が県総務部管財課を訪問いたしました。この中で、仮に購入するとしても一定期間の意見調整、住民の意見を聞く期間がかかると町の事情について説明いたしました。県とすると購入する場合、県の希望としては23年度中の取得が望ましいとの意見がありました。町としての今後のスケジュール、また、活用方法について示していただきたいということでございます。特約については5年ないし10年という説明でございました。これについて短縮を含めて県の考え方はあるのかということで協議いたしましたけど基本的に減免がある場合については10年だと、減免がない場合は5年だというのが基本であるが、公的に具体的な利用方法を町が提出した段階で検討するというものでございました。施設がかなり大きいのでそれを当初から公用、公共的に利用できない場合が想定されるが、それについてはどうかと質問しましたが、購入当初から全部をフルに使わなくてもよいということでございました。県としても、今後町の立場になってそれについては考えますよということでありましたので、町の進行状況、住民の皆さまの考えを含めて連絡を密にしたいということでありました。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 了解しました。

先ほどからマニフェストの話が出ていますが旧御宿高校の活用と謳ってあったかと思えます。2年前に町長が当選されてから活用についてはマニフェストの一つの柱となっていたように思うわけであります。確かに我々議員の意見、住民の意見をいただくというのは最もなことですが、町としてこの2年間、町長ご自身としての活用方法はどのように考えていたのですか。また町としてどういう作業をしていたのですか。当初の一般売却と比

べて約10分の1の金額提示となり、これは要するに金額が安いから町が購入することを一つの視野として検討に入ることにしたのか。要するに金額だけなのか。これが引き続き3億だったらどうするのか、2560万円になったから町は手を上げるのかどうか。町長その辺のところについてうかがいます。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 御宿町25km<sup>2</sup>の地図を見ますとこの庁舎とか御宿高校の跡地はほぼ中央の位置に位置されるのでありましてそういう中で、そしてさらに高校の位置は高台にありまして風光も非常に明媚であります。そういう中で御宿町としましてはあそこをさらに付加価値をつけていかななくてはならない。非常に貴重な財産になりえるのではないかと私は思っています。学校は昭和46年に移転しまして40年近く経っております。その前の御宿高校の前身が昭和3年に設立されています。御宿での80年近い長い歴史をもった学校でございましたが残念にも統合されました。施設としても歴史ある施設でございまして是非この施設の購入については前向きに取り組んで行きたいと考えています。

利用方法については、さらにこれから各団体とか町民の皆さまの意見を集めていく形をとりたいと思います。私としては福祉、教育、文化の分野において活用できたらなと思います。

教育施設としてきましたから、教育施設として活用できれば一番よいと思いますけど、なかなか絞ることもかなり難しいと思います。今、福祉の介護とか看護師とかは南房総を始め、千葉県内においては福祉の需要が高まっています。このような関係の育成に関する施設的なものに活用できないかと、その辺も県に出向いたときに話したところ、医療機関との提携とか町が係っていれば可能ではないかとの返事はいただいています。

文化面においても先にメキシコを訪問したときに文部次官とあいまして御宿町はメキシコと日本の交流発祥の地であるから、是非、今後メキシコと日本の文化交流拠点を御宿にできないかと提案をさせていただいています。次官は日本、メキシコ交流の基金があると、その活用について検討したいということをお話していただきましたのでその辺も視野に入れまして活用方法については検討して行きたいと思います。

このような社会経済状況の中で非常に困難なものもありますけど是非少しずつ道を開い

て行きたいと思います。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 金額について答えていただいていません。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 私が就任した2年前に2億円ぐらいの価格がついていましたが、減額した場合は2,560万円と、2億の場合は非常にその時点でもできるだけ町の施設として活用したいなと気持ちはあったのですがそのままの状態できましたけど非常に厳しい財政との相談でありましたが、現在の価格になりまして、かなり可能性が高く、これくらいならこの事業費を投入してさらにこれ以上の付加価値をつけて町民の富を増して行けば町民の皆様も納得いただけるのではないかという考えでいます。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 10分の1近くの金額になったことが一つの判断根拠となったというような説明であったと思います。

大変広大な土地と建物だというのが第一印象でございます。御宿町はこれまでも御宿台のテニスコートのとなりの広場の管理だとか遊具などの施設管理、砂浜の管理、多目的広場、遊休施設等、旧社協は先日撤去があったわけです。旧岩和田小学校もまもなく取り壊しという話もあります。B & G脇の火葬場がありますね、あの煙突も老朽化が激しくちょっとした地震等で道路のほうにでも倒れたらどういことがおこるか私は大変心配をしているところです。

御宿小学校については大規模改修で基本的な骨格については当面直さなく10年以上は十分使えるという判断のようではありますが、しかし内装を先日見させていただきましたけれど若干雨漏りがしているところがあります。また、布施小学校も同様であります。

現在の施設の維持管理も年次計画を立てていただいて予算の都合がつく段階で順次対応していただいているのが実情でございます。町内の環境につきましても景観行政団体に移行したいと言う話も先ほどございましたけど、町民の皆さまのご協力をいただいて桜をはじめやっと少し形が見えてきたのかなというのが実態であると思います。それに対する人の配慮も政府の景気浮揚策で特別雇用策の中で維持管理をしているというのが実態である

うと思います。まず、こうしたものをきちんと持続的な町づくりにして行く、ということも同時進行でやりませんとせっかく大きなものを手に入れたと、それにとりかかりでこれまで懸案であったものを同時にやって行かなければならないということになると思います。だれが見たってあそこは大事な土地ですよ、御宿町にとっても大事ですよ、それはまったくおなじですよ。では、こういう情勢の中できちんと適正に管理をして行く、それがさらに住民の福祉に寄与する、2倍、3倍になって寄与したいという気持ちはわかります。それを誰がやるのだ、どうするのだということできちんとまとめて行くことが私は大事だと思います。期限も切られている話のようです。それもしっかりまとめていただいて、本当に購入する予定の施設が、町長が言われたような形で利用できるのかどうか。それから私が今話した既存の懸案事項も同時にきちんとやれるのか。庁舎も、今日提案される予算の中に補修費が入っているとうかがいます。暖房についても来年度大改修、庁舎そのものも町内で一番新しい建物ですよ、この一番新しい建物が、もう老朽化で様々なところで補修がはじまっているということをよくご承知だと思います。

庁舎はやはり拠点でございます。防災の上でも拠点でありますし、法的手続き、財産を守る上でも大事なところですよ。町民が毎日利用する、皆さんが毎日執務する、そういうことを含めて私はきちんとそういうものをもう少し落ち着いて考えてきちんとした方策を示していただきたいと思います。中学校だってそうじゃないですか、やっとなら体育館建設の道筋ができたのではないですか。これ本来であれば同時に建設しなければならなかったのですよ。思い返せば旧御宿高校を中学校に利用してはどうかと嘆願書も当時出ておったと思います。そうしたことも踏まえながら住民の皆さんへ説明をして合意を得て行く内容になるうかと思えます。それについてもう一度、町長にうかがいます。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 今、石井議員からご指摘いただきました内容についてはまったくそのとおりだと思いますので、十分にご意見を賜りながら対応して行きたいと思えます。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** これらを踏まえまして、本日第四次基本構想の策定をどう進めるのかということなど大きな課題である二つの点について質してまいりました。最後に町長

が話されましたが協働の町づくりをやって行くのだということであろうと思います。そのために、昨年度においては分かりやすい予算書、こうしたものを出していただきながら町づくりを進めてきました。ただ、それも具体的には町政懇談会等も行いましたけれど、あまり町民の参加が多くなかったようです。やはりもっと、多くたくさんの方々町政に関心をもっていて参画をしていただき進めて行く、そういう町づくりそのための礎となる基本構想をこの2年間しっかり腰をすえて取り組んでいただきたいことを重ねて申し上げまして次に移ります。

定住化策についてうかがいます。

定住化策については各市町村競い合って様々な新規事業を行っているのをご了解のことと思います。策定状況と新年度事業についてうかがいたいと思います。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** 人口減少化時代を迎えまして、少子高齢化への対応が全国的に急がれているなかで、定住施策や人口増加策は極めて重要であると認識しております。御宿町においても人口動態をみますと、昭和30年の9,753人をピークに、その減少傾向は続いております。

ご承知のとおり、10月1日を基準日に平成22年に国勢調査が行われ、速報値であります。人口7,701人、世帯数3,115世帯、これを平成17年の前回調査と比べますと、人口では3.03%減、世帯数は4.08%増という状況になっております。近隣他団体と比較してみますと、減少率は緩やかではあるものの、交流人口の減少を含め、経済、雇用、教育、文化など総合的な対策が重要となります。

議員の質問であります策定状況についてですが、町では定住化促進ニーズ調査と定住パンフレットの作成に取り組みました。定住化促進ニーズ調査については、地域資源の活用方法や転入者、都市住民へのヒヤリング調査など、地域の特性や強みを客観的に把握し、地域の総合的な町づくりを進めるための基礎資料として策定しています。これについては年内に完成することになっています。また定住化パンフレットにつきましては、町の食文化や歴史、自然環境、統計数値等の紹介のほか、不動産情報については広告宣伝として掲載し、A5版フルカラー14ページにまとめ職員が作成しました。これについては東京有

楽町の「ふるさと情報プラザ」と東京銀座の「NPOふるさと回帰支援センター」に今年  
の7月から常設しております。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 新年度については。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** 新年度事業ですが、これを基に今の予算要求の段階では  
都市住民向けの体験ツアーとICTを活用したユビキタスの推進について考えております。  
昨今の都市住民における農業、漁業に対する関心は若年層にも広がりを見せておりまして  
就業希望者は増加傾向にあります。御宿町は就業者の高齢化や後継者不足などの問題もあ  
り、第一次産業の担い手確保対策は急務であります。そこで、農業、漁業を体験できるバ  
スツアー調査を委託しているJTBに協力していただいてバスの費用を町で持って、こち  
らに来ていただいて体験していただく予算を要求しています。もう一点が情報提供の手段  
といたしまして、iPhoneをはじめとする携帯端末機等に情報発信する仕組みを検討して  
いきたい。これについては駅前案内所、月の沙漠記念館、メキシコ公園の3箇所を想定し  
ていますが、そこに公共アクセスポイントを作り携帯端末機に情報を送りたいと考えてお  
ります。

記念館前広場につきましては観光や記念館の内容について情報提供できればと思ってい  
ます。

駅前では町の紹介を含めた情報提供ができないか、記念館では国際交流の歴史等につい  
ても情報提供できるような体制をとりたいと考えております。他市町村でも行ってあります  
けど空き家バンク制度についても御宿町でできないかということの検討を進めてまいりた  
いと考えています。

今後定住化を進めて行くために、単に福祉関係や住環境整備、または減税、給付制度も  
大事でしょうが、これに固執することなく自然環境や産業、文化、歴史、街並みなど各そ  
れぞれ個別の事業をさらに充実させていくことが重要であると認識しています。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 農業体験などを新たに企画をしたいというお話しをいただいたわ

けですが、私の方から定住化についての提案をいくつか申し上げさせていただきたいと思  
います。

高齢者を支える取り組みであります、町づくり推進委員会、安心安全部会で聞き取り  
調査、また問題点の切り分けを行うような報告をうかがっていますのでそれ以外の分野に  
おいてこの場をお借りしまして提案させていただきます。

一つは、山形県教育委員会であります、少人数学級の取り組みを行っています。自治  
体単独では少人数学級というのは大変困難な部分があると理解をしております。御宿町は  
これまでも少人数と小さな自治体の特徴を生かして創意工夫による他ではあまり例のない  
教育実践がなされております。こうした事案を精査し、県に対して研究校など特別配置を  
求めることにより少人数学級を実現することが可能ではないかと思うわけであります。

もう一つは、都市部では保育所入所の待機児童が大変多くなっております。この近隣で  
はありませんが、県の10月1日付けの速報をみますと全県で2,650人、昨年より190人も待機  
児童が増えているとの報告もございます。私の住む近所、御宿台も含めて都会で暮らす子  
供、夫婦そしてその子供さんへ向けて情報発信をして行く、要するに、保育を含めました  
施策を発信して行くことも大変意義があるのではないのでしょうか。

産業関係の農業、漁業の取り組みですが、この間、私も一緒にさせていただきまして、  
私の感ずるところの一端を述べさせていただきます。

一つは、特に食文化ですね、これが大変大切であると感じております。漁業にあっては  
魚をおろせる人が町内でどれほどいらっしゃるでしょうか。例えばカツオ1本でも様々な  
調理方法があります。豊かな漁場、美味しい魚が獲れる御宿町であります。先般も海山交  
流会で中学校の子供たちが魚をおろして一夜干しをするという体験をされていました。最  
初のうちはぬるぬるして怖がっていましたが、そのうち、手早く樽に入った全てのイ  
カを干して次の日お土産に持って帰ると、青年部が事前に作っておいたイカも子供たちや  
先生、父兄が食べて非常に美味しいというようなこともありました。

こうした食文化を教育の中で生かしてゆく、給食についても中学生議会の中でもっと充  
実して欲しいと意見もあったと聞いております。そうしたものも含めてやはりもっと、も  
っと特徴を生かして先鋭化して行くと、あるものを生かして行くということが大事だと思

います。また農村地帯では、一例をあげればタクアン、我々にとっては当たり前なのですが、一軒、一軒味も色も違うわけです。これをお店で買えば作っている企業、会社が違ってても似たような味、これは皆さんご承知のことと思います。やはり、私は安心、安全なおかつ御宿ならではの食文化、私自身も、もっと、もっと関心と誇りを持つべきで御宿に新たに移り住んだ人にはそこが大きな魅力になっていると。パンフレットにもイセエビとかサザエが載っておるわけですが、こうしたことを町民がどうして調理できるかという、なかなか今はできないと思うわけです。だから今ある資源にもう一度光を当てて、そのことが子供たちが故郷を想うことにもなるし、新たな産業にも繋がって行くのだと、そういう魅力というものが、人を引き付けて定住化にも繋がっていくのではないかと思います。

こうしたことも是非検討していただいて、具体的なものの中で例えば、福祉、教育を充実したいとかいう総花的なものではなくもっと具体的なものを絞り込んで、それにもっと光を当てる、輝かせていくという作業をすれば、おのずと我々自身も食文化、伝統文化お父さん、お母さん、お爺ちゃん、お婆ちゃんから受け継いだそういうもの、地域一軒、一軒ある。また農村地帯、漁業地帯を含めて商工業者もいろいろと特色があると思います。こうしたものをもっと精査をして行くと、そしてその人たちが主役となって町づくりをして行くということが基本的なことであろうと思います。やはり、そこに戻りながら定住化ということを進めていくことが大事であろうなと思います。基本的な考え方について町長の考えをお聞きいたします。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 石井議員からすばらしい意見をいただきましてありがとうございます。

石井議員は地域の活動の中で、例えば御宿台地区の10周年記念、実谷で行われました収穫祭等、非常に積極的に参加していただきましてありがとうございます。そういう中で農家の皆さん一人一人の顔、一人一人の作ったものが直ぐに売れたという喜びの顔は活動の中の大きな財産になろうかと思います。そういうことで、今、意見をいただきました各家庭で作るものとか、是非、事業の中で一軒、一軒皆さんが多くなって少しでも収入が増えてくればそれに即応した活力が出てくると思いますので、全くそのとおりでありますの

で前向きに積極的に取り組んでまいりたいと思います。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 三番目、すべての家庭で地デジ放送を受信できるようにということですが、既に試験放送がはじまって受信できると理解しています。

放送がはじまったなかで、十分見えると思ったなかで見えない部分も出てくると思いますが、一定の地域については直接受信が困難だということも大分明確になっていると思うわけですが、放送が始まったなかで受信状況、また高齢者対策についてうかがいたいと思います。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** 地デジ放送の受信状況と個別対策ということですが、御宿中継局が10月18日より試験電波を送信しております。その状況をNHKは町内を調査いたしました。これは個別ということではなく、ある程度のエリアを選んで行う調査でございます。この結果に基づいて10月29日に共聴組合の役員、区長さんに集まっていたきまして、NHKが調査結果に基づいた説明会を開催いたしました。

結果といたしましては、受信状況調査の関係から電波の受信できない区域が多い地区、これは岩和田、高山田、実谷七本地区の地域についてはNHK共聴については存続するというものでございました。

その他の、NHK共聴につきましてはアンテナ受信できる区域が大半だということで、原則NHK共聴は解散するという説明でございました。今後を含めて、さらに細かい調査をしたなかで受信できない一部地域についてはどのような方法で受信が可能かどうかということNHKが技術指導をするということでもございました。

各共聴組合ごとに直に細かい相談をNHKにしておりましたが、その後、六軒町と新町のNHK共聴につきましては自主共聴として組合を存続するということ聞いております。また、共聴組合でなくて、アナログ放送をアンテナで受信していた地域、町では上布施地域でございますがこれについてもNHKが必要に応じて受信調査をし、技術的な指導をするという事でございました。その上でどうしても受信できない場合は新たな難視地域として登録されまして暫定的に衛星セーフティネットを受信することになります。現時点でN

H Kから町の方にその地域について一部連絡がありまして、岩和田地区の一部、高山田地区の一部、七本地区の一部、上布施地区の一部を登録するというごさいました。

該当世帯につきましては、国の外郭団体であります財団法人デジタル放送推進協会の担当官が個別に訪問して説明をすることになっているという連絡を受けています。

今回の補正予算でお願いしているところですが県の緊急雇用創出事業を活用した町独自の地デジの相談事業を計画しております。これについては高齢者の方を中心に電話相談や家庭訪問をして対策をとりたいということで、1月から3月まで予算が通れば募集をして、相談員についてはNHKで研修をしてくれるということになっています。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 一つは衛星による代替受信は個別に対応すると、岩和田地区、高山田地区、七本地区、一部上布施地区と言いましたが、例えば御宿町の新町、須賀、浜のマンションの裏など、東京でもビルの障害があつて真裏にあたる家庭は受信できないと新たな難視聴区域と報道されています。御宿町も14階建てのマンションがいくつかありますからいすみ中継局からみて影になるところは当然それが想定されると思います。そういう事案はどうするかということと、一部共聴を残すということはよく分かるのですが、財源問題、財源の使途について町としては基本的な考えについてはどういように捉えているのですか。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** 第1回目の調査では判明しなかった、具体的には須賀の一部がマンションの影響等を受けて受信が困難であるという状況が報告されています。これについてはNHKに早急に連絡して対応に当たりどのような方法があるのか示していただきたいと話してあります。組合の方からNHKにそのような連絡をしてあると聞いています。

町がどのような対応をするかということですが、基本的には国の補助制度を使つていただくということを考えていまして、現段階で町が単独の補助制度を行うということは考えておりません。NHKは最後まで受信できるということで始まっていますから、それについて強く住民の立場に立って、町も要望して行くということを考えています。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 1年を切った中で、総務省で新たな対応策を考えていると報道も  
うかがっておるわけでございます。また、光通信の整備によってテレビ放送が受信できる  
とあるようでございます。先般の報道ではこの加入も半額程度を見込んでいます、副社長  
の報道もあったと思います。次代の電話から新たなテレビ放送ということでインターネット  
加入、光電話の加入という上にテレビ放送受信があったと思います。確かにシステムと  
してはあるのですが昨今の経済状況、家庭状況の中で新たな高額な負担はできないと、受  
信を諦めるという、例えばアンテナ整備も新規で10万円程度かかると、まして新しいシ  
ステムが維持管理できるかということも実際聞こえていますので、今、強力に国、県に陳情  
すると、また関係団体に陳情するとお話しがあったわけですが、1年を切った中で、やは  
り防災面、普段の生活にも欠かせないのが特に高齢者にあっては唯一とっていいほどの  
お楽しみがテレビだと認識しておりますので、住民の小さな声を吸い上げていただきまし  
て新しい放送に伴う様々な機能、インターネット等直接つながるようになりますし、そう  
した整備もされて行くとうかがっています。確かに便利になるわけではありますが、逆に地  
域を越えて世界共通の中に生きていますということのなかでいろいろな問題が起こること  
が考えられますので、そうしたことも踏まえながら安心、安全な町づくりを進めていただ  
きたいことを強く申し上げて一般質問を終わりにさせていただきます。

**議長（新井 明君）** 以上で5番、石井芳清君の一般質問を終了いたします。

ただいまから15分間休憩といたします。

（午後 2時07分）

**議長（新井 明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時22分）

#### **議案第1号の上程、説明**

**議長（新井 明君）** 日程第5、議案第1号平成22年度御宿町水道事業会計補正予算（第  
2号）についてを議題といたします。

米本建設環境課長の説明を求めます。

米本建設環境課長。

**建設環境課長（米本清司君）** 平成22年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第2号について説明いたします。

はじめに、補正予算書の1ページの第2条収益的収入及び支出から説明いたします。

支出科目の第1款水道事業費用、第2項営業費用の金額、2億5,832万円から19万9,000円減額し水道事業費用を2億6,349万7,000円とするものです。

次に3ページの事項別明細書にて説明いたします。

収益的支出の水道事業費用、営業費用、配水及び給水費の10万6,000円の減額につきましては、条例改正による期末・勤勉手当の減額です。

次に総係費の9万3,000円の減額につきましても、同じく条例改正による期末・勤勉手当の減額です。

配水及び給水費と総係費を合わせ19万9,000円減額するものです。

以上で、説明をおわります。よろしく願いいたします。

**議長（新井 明君）** これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（新井 明君）** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議長（新井 明君）** 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

## 議案第2号の上程、説明

**議長（新井 明君）** 日程第6、議案第2号平成22年度御宿町国民健康保険特別会計

補正予算（第3号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

**保健福祉課長（多賀孝雄君）** 議案第2号平成22年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、6,503万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,426万8,000円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、総務管理費の郵便料と電算の共同処理手数料等の事務費の増額と、医療費の伸びによる療養給付諸費や出産育児諸費及び短期人間ドック助成などの保健事業費の増額です。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明いたします。5ページをご覧下さい。

歳入について、ご説明いたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金682万円は、医療費の増加に伴う国の財政調整交付金の増額によるものです。

同項、3目出産育児一時金補助金14万円は、出産育児一時金の支給対象者の7名分の追加による国庫補助金の増額です。

6款県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金841万1,000円は、国の財政調整交付金と同様に医療費の増加に伴い、県財政調整交付金の増額を行うものです。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金は、県内市町村の平準化を図るため、80万円以上の医療費に対する交付金ですが、現時点での交付額が当初予算額に達しており、今後も医療費の増額が想定されますので、1,000万円を見込むものです。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金2,474万2,000円の内訳といたしまして、1節保険基盤安定繰入金は、低所得者等の税負担の緩和を図り国保の財政基盤の安定に資するための一般会計からの繰入金です。軽減措置の見なおしによりまして、繰入金の対象となる額が増えたため1,023万4,000千円の増額となる見込みでございます。2節保険基盤安定繰入金保険者支援分は、一般被保険者の保険料の軽減を図るために、低所

得者との割合に応じて平均保険料を公費で補填するものですが、現時点での対象者数を勘案しますと当初より 38 万 9,000 円の減額となる見込みです。こちらの繰入金に対しては、国・県の負担があり、一般会計で受け入れることとなります。

次のページ、6 ページに移りまして、

3 節職員給与費等繰入金 101 万 8,000 円は、総務管理費の郵便料や電算委託料などの事務費の追加に伴い、繰入対象額が増額となるものです。

4 節財政安定化支援事業繰入金 1,201 万 2,000 円は、国保財政の健全化及び税負担の平準化を図るための繰入金ですが、税の負担能力不足や高齢者が多い等、特別な事情により財政状況が厳しい状況におかれている場合に一般会計からの繰入れが認められているものです。

5 節出産育児一時金等繰入金 186 万 7,000 円は、歳出の増額に伴い対象となる繰入金を増額するものです。

9 款繰越金、1 項繰越金、2 目その他繰越金 1,492 万 3,000 円は、平成 21 年度繰越金でございます。保険給付費等の財源とするため、全額を計上しております。

続きまして、7 ページをご覧ください。

歳出について、ご説明します。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 101 万 8,000 円の内訳といたしましては、1 2 節役務費 73 万 5,000 円が、従来の保険証の発送を普通郵便から簡易書留に切り替えたための増額です。1 3 節委託料 28 万 3,000 円は、国保連合会に委託しております共同処理手数料の増額でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は、医療費の支出でございます。1 目一般被保険者療養給付費 5,711 万 2,000 円は、当初予算の医療費見込より月平均で 11.3% 増加傾向にありますので、支出見込みにより増額するものです。2 目退職被保険者等療養給付費 181 万 2 千円も同様に、月平均 5.07% の増加となっております。3 目一般被保険者療養費 70 万 6,000 円は、病院医療とは異なった接骨などの治療を行う療養費分ですが、10.3% の増となっております。4 目退職被保険者等療養費 6 万 8,000 円も同様に月平均 12.8% の増となっております。

このように現状の医療費の支出状況から、今年度の医療費が当初予算額を大きく上回る見込であることから、増額とさせていただくものです。

同款、4項出産育児諸費、出産育児一時金 294万1,000円は、被保険者の出産が当初の10名から17名となる見込みであることから、増額させていただくものです。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費 137万9,000円は、短期人間ドックの利用増加による増額分でございます。

以上、歳出予算現額に6,503万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を10億5,426万8,000円とさせていただくものです。

本補正予算につきましては、平成22年11月22日開催されました国保運営協議会のご承認を得ておりますので、ご報告させていただきます。説明は以上でございます。

**議長（新井 明君）** これより質疑に入ります。

10番、貝塚嘉軼君。

**10番（貝塚嘉軼君）** 8ページの疾病予防費の短期人間ドック費用補助金が137万9,000円補正されています。当初予算が200万円で、約半分以上の増額となるわけですけど、おおよそどのくらい人数を想定して当初予算を計上したのか、それと、補正を計上するにあたりどのくらい人数が人間ドックを受けているのかお聞かせ願いたい。また、過去5年間で受診されている方がどのくらい年度別でいるのかのお聞かせ願いたい。

**議長（新井 明君）** 多賀保健福祉課長。

**保健福祉課長（多賀孝雄君）** 短期人間ドックのへ質問でございますが、年齢は40代から74歳までで、件数としましては、上半期の実績が37件、今後見込みは46件です。

人間ドックの過去3年間の利用状況との質問ですが、年齢別の利用率を見ますと20年度から22年度で特に60代が増加しており、この受信率が75%から78%と高い率を占めています。平成20年度は60代が29名受検してまして、こちらを100とした利用率で増加傾向を勘案しますと、平成21年度が2.5倍の伸びです。22年度は3.4倍に増えています。推測的な見方をしますと、団塊の世代が退職期を迎えて従来社保で人間ドックを受検していた世代が退職後、国保に加入してこの助成を利用している方が多いのではないかと思います。

20年度からの全体の利用件数を申し上げますと20年度38件、21年度52件、22年度72件といずれも多いのが60代という傾向でございます。

**議長（新井 明君）** 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（新井 明君）** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議長（新井 明君）** 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

### **議案第3号の上程、説明**

**議長（新井 明君）** 日程第7、議案第3号平成22年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

**保健福祉課長（多賀孝雄君）** それでは、議案第3号平成22年度介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本補正額は、歳入歳出それぞれ314万1,000円を追加し、補正後の予算総額を7億2,223万8,000円とさせていただくものです。

歳入におきましては、人件費の減額と歳出における補正財源といたしまして純繰越金690万5,000円を充当し、介護サービスの利用の増加に伴う介護給付費等の負担金の不足額に充てることから追加補正をお願いするものです。

それでは、予算書の事項別明細書にそってご説明させていただきます。6ページをご覧ください。

歳入予算ですが、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費等繰入金98万5,000

円の増は、介護サービスの利用の増加に伴う、一般会計からの繰入金です。同項、4目その他一般会計繰入金 474 万 9,000 円の減額は、一般職の職員 1 名減に伴う人件費の繰入分の減額によるものです。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 690 万 5,000 円は、平成 21 年度からの繰越金を充当し収支の均等を図りました。

続いて、歳出予算について説明させて、いただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の 2 節給料から 4 節共済費においては、当初介護事務職員 2 名と保健師 1 名を予定しておりましたが、事務職 1 名と保健師 1 名の配置となりましたので、1 名分の人件費及び人事院勧告に基づく人件費分が減額となりました。

11 節消耗品及び 12 節郵便料は、第 5 期介護保険事業計画策定に関する事前調査のための宛名ラベルや送付通知に使用する郵便料です。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス等諸費、19 節負担金補助及び交付金 670 万円の増額は、介護サービス需要の増加によるものです。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、2 目介護予防サービス等諸費、19 節、負担金補助及び交付金 242 万円は、介護認定者数とサービス利用量の減少による減額となっております。

8 ページをお願いします。

2 款保険給付費、3 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費、1 9 節負担金補助及び交付金、150 万円は、1 ヶ月あたりの介護サービスの利用料が一定の額を超えた場合に超過分に対して支払われるものですが、介護サービスの利用や給付対象件数が伸びているための増額となります。

同じく、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス等費、1 9 節負担金補助及び交付金の 211 万円は、低所得者が介護施設を利用した際の食費、居住費に対する補足給付となっておりますが、短期入所サービスや施設入所サービスを利用する低所得者の方たちが増加していることによる増額です。

4 款地域支援事業、1 項介護予防事業費、1 目介護予防事業費、7 節賃金 1 万 8,000 円は、

介護予防のための教室に参加する人たちの送迎用車両の運転手 1 名を臨時にお願いするための費用です。8 節報償費 1 万 8,000 円は、介護予防講習会の講師を医師から衛生士に変更したことによる報償費の減額です。

以上、歳出予算現額に 314 万 1,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を 7 億 2,223 万 8,000 円とさせていただくものです。以上で説明を終わります。

**議長（新井 明君）** これより質疑に入ります。

5 番、石井芳清君。

**5 番（石井芳清君）** 5 番、石井です。

7 ページの介護サービス諸費等ということで増、減がありますが、これは全く別世帯ということですか、それとも状態が変わって居宅から施設入所になっての補正なのですか、補正の性質についてもう少し詳細な内容の答弁を受けたいと思います。

8 ページの地域支援事業費ということで、ただいまの説明で運転手を臨時職員で雇うための補正をしたいとの説明がございましたが、これは新規事業ですか。今まであった事業なのですか。どういう事業をやっているのかお伺いいたします。

**議長（新井 明君）** 多賀保健福祉課長。

**保健福祉課長（多賀孝雄君）** 介護サービスの内容という質問でございますが、居宅介護サービスの給付費の関係ですが今年の夏は非常に猛暑の日が多くございまして訪問入浴とか短期入所サービスを利用する方が述べ人数で 2,983 人いまして、それが伸びの原因になっているだろうと推測されます。

施設介護サービス給付費については、当初 1 ヶ月平均の利用者数を 38 名と見込んでいましたが、40 名に増加したということでございます。

居宅介護サービス計画給付費については、ケアマネージャーによる介護計画の作成で変更がでできますと計画の作業も増えてくるということになります。

地域密着型介護サービス計画給付費の減額につきましては、当初 1 ヶ月平均が 32 万円の実績がございましたのでそれを基に計算したわけですが、現在平均で 21 万 5,000 円と約 11 万円の減となっております。介護認定者が減ったというよりも、サービスが向上したために、ここが減ったというだけで、その分ほかの給付費が上がったということです。分かりやす

くいいいますと介護の認定度が上がったことにより施設介護費のほうに振り分けられたという傾向でございます。

2目の介護予防サービス等諸費は介護支援1、2級の給付でございますが、2級のサービスの利用者が735人から460人と270人ぐらい減りましたが、介護の1とか2に繰り上げられたということであります。給付費は増えております。

8ページの臨時職員は二つの介護予防のサービスを行っております。一つが鶴亀教室、もう一つが鶴亀クラブとい高齢者を対象にしたリハビリテーションとか予防関係の事業をB&G体育館で行っている従来から実施しているものですが、この利用が近年非常に増えてきていまして現在鶴亀教室が3ヶ月の期間に健康体操とか予防関係を初めて取り組む人たちのための教室でございます。こちらが10名、鶴亀クラブが教室を卒業した方を対象にした教室でございますが、こちらが17名です。今までは高齢者でありますので乗用車で送迎していましたが、これだけ増えますと中型バスを利用しなければならないので臨時職員をお願いし送迎をするもので、新規事業ではありません。

**議長（新井 明君）** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（新井 明君）** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議長（新井 明君）** 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

#### **議案第4号の上程、説明**

**議長（新井 明君）** 日程第8、議案第4号平成22年度御宿町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

木原企画財政課長の説明を求めます。

木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** それでは、議案第4号 平成22年度御宿町一般会計補正予算（案）第5号についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ5,650万円を追加し、補正後の予算総額を30億4,530万円と定めるものです。

補正の主な内容につきましては、先の第3回臨時会でご承認をいただきました人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う人件費の調整のほか、国民健康保健特別会計への繰出し、福祉における扶助費の追加、活力あるふるさとづくり基金やコミュニティ拠点整備資金貸付基金への積み立てなどについて補正を行うものでございます。

補正財源といたしましては、扶助費に係る国・県支出金をはじめ平成21年度からの純繰越金等を充当しております。

次に、第2条、債務負担行為の追加は、戸籍電算化事業に係るものです。5ページをご覧ください。戸籍の電算化事業については、導入に係る初期作業として戸籍のマイクロ撮影費を当初予算に計上していたところですが、電算化を進めるにあたり、全体行程について法務省の事前承認が必要なことから、この度、債務負担行為を設定するものです。期間は平成22年から28年までとし、限度額については、データ作成費、システムの保守料や使用料等を踏まえ8,000万円と設定するものです。

次に歳入予算に係る事項別明細ですが、予算書の8ページからご説明いたします。

10款地方交付税は、算定結果に基づき、補正財源として1,043万7,000円を追加するものです。

14款国庫支出金ですが、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で1,074万6,000円の追加。内訳としましては、まず、1節保険基盤安定負担金で19万4,000円の減額。国保税の軽減対象に係る徴収支援として国が負担するものであり、対象人数の変更により収入見込額を調整するものです。2節心身障害者福祉費負担金については、補装具及び更生医療に対し、国が2分の1を負担するもので、利用者の増により228万8,000円の追加です。

17節介護給付費負担金については、障害者福祉について2分の1を国が負担するもので、サービス内容や利用者の増により865万2,000円追加するものです。

15 款県支出金、1 項県負担金ですが、1,226 万円の追加。1 節保険基盤安定負担金 757 万 8,000 円については、保険税の軽減額をもとに国保財政の基盤安定の観点から法定負担するもので、軽減措置を 3 階層に見直したことに伴い、県負担分を追加するものです。2 節心身障害者福祉費負担金、16 節介護給付費負担金については国庫負担金同様、障害福祉サービスの利用者が増加したことによる負担金の追加です。

2 項県補助金ですが、1 目総務費県補助金で 100 万円の追加は、県の緊急雇用創出事業特例基金事業の内示があったことから追加計上するものです。内容といたしまして、地上デジタル放送の移行に伴う様々な相談が想定されることから、知識や経験のある臨時職員を配置し、サポート窓口を開設するもので、事業費の全額が補助されるものです。

3 目衛生費県補助金は 56 万 1,000 円の追加。乳幼児医療費助成につきましては、先の第 3 回臨時会にてご承認いただきましたが、改正前の医療費不足が生じ、審査支払手数料や医療費を増額することから補助額を追加するものです。

17 款寄附金、1 項寄附金、2 目指定寄附金につきましては、「活力あるふるさとづくり基金条例」に係るものであり、新たに 1 件 10 万円の寄付がございましたので補正計上するものです。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、平成 21 年度からの純繰越金で、決算額を踏まえ充当可能額 1,959 万 6,000 円を追加するものです。

20 款諸収入ですが、180 万円の追加で、実谷区のコミュニティ拠点整備資金貸付金について一括償還があったことから追加補正するものです。

以上、歳入予算合計で、5,650 万円の追加をお願いするものです。

続いて、歳出予算についてご説明させていただきます。10 ページをお開きください。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費ですが、人件費に係る補正です。以降、各費目にわたり人件費の補正を行っておりますが、給与条例の改正に伴う人件費の調整を行っております。

2 款総務費ですが、1 項総務管理費、1 目一般管理費については人件費の調整のほか、14 節使用料及賃借料について、5 万円追加補正するものです。メキシコ大使館やスペイン大使館など関係機関との協議、調整が多く、今後も都内への出張が見込まれることから不

足額の補正をお願いするものです。

3目財産管理費ですが、11節需用費60万3,000円は多くの印刷物を外部発注することなく、職員で作成していることから印刷機消耗品が不足したほか、庁舎の空調設備配管に亀裂が生じ、修繕を要することから追加補正するものです。12節役務費は地上デジタル放送に対応するため、既存テレビのリサイクル料を追加するものです。13節委託料53万円は、六軒町地先の町有地売払いに要する測量や分筆登記に係る経費のほか、旧岩和田小学校解体に係る設計委託について補正するものです。15節工事請負費、18節備品購入費については、役務費と同様、地上デジタル放送に対応するため、役場庁舎のアンテナ工事や、6台分のテレビ購入費について、それぞれ所要額を追加するものです。

4目企画費ですが、4節共済費から12節役務費までは歳入予算でご説明しましたとおり、県の緊急雇用創出事業について、地上デジタル放送に係るサポート窓口の開設に対し内示があったことから、雇用対策として、2人分の賃金並びに事務費の追加を補正するものです。なお、雇用期間として今年度は1月から3月の3ヶ月を予定しております。13節委託料ですが、現在、光ファイバー網の整備を進めているところですが、3月からのサービス提供について業者との協議が整ったことから、3月分の保守委託料を追加するものです。18節備品購入費140万円は光サービスの早期開始に伴う光ファイバーケーブルなどの予備備品について追加補正するものです。

5目諸費で16万円は、10月の台風や器具の腐食により、防犯灯修繕が当初よりも多く発生し、LEDの防犯灯に設置替えすることから、不足額の修繕費を追加するものです。

8目コミュニティ拠点整備資金貸付基金積立金ですが、25節積立金で180万円。歳入予算にてご説明いたしましたとおり、実谷区のコミュニティ拠点整備資金貸付金について一括償還があったことから、その全額を積み立てるものです。

10目活力あるふるさとづくり基金積立金ですが、25節積立金で10万円。歳入予算にてご説明いたしましたとおり、1件10万円の寄付がございましたので、条例に基づき、その全額を積み立てるものです。

2項徴税費、1目税務総務費ですが、3節職員手当及び4節共済費は人件費の調整です。

23節償還金利子及割引料は、町税の過年度分について還付金の不足が生じることから11

万 6,000 円を追加するものです。

1 2 ページに移り、3 項戸籍住民台帳費については人件費の調整です。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費ですが、2 節給料から 4 節共済費までは人件費の調整です。2 8 節繰出金は国民健康保険特別会計へ追加繰出しするものであり、歳入予算にてご説明しましたとおり、国保税条例改正に伴い軽減世帯割合を変更したことから保険税の軽減額に充てる繰出金を追加するとともに、繰出基準に基づき国保財政の安定化・健全化について追加繰出しを行うものです。

2 目老人福祉費ですが、1 2 節役務費 6 万 1,000 円は緊急電話装置に係る追加であり、申請件数が当初見込みを上回ることから追加するものです。1 3 節委託料 6 万 3,000 円は、ケアプランの仕組みが見直され、これに伴うシステム改修を行うものです。1 4 節使用料及賃借料 9 万 1,000 円は、役務費と同様、緊急電話装置の増に伴う利用料の追加です。2 8 節繰出金は介護保険特別会計に係る繰出金であり、支弁職員数の変更により、376 万 4,000 円を減額するものです。

3 目心身障害者福祉費ですが、1 2 節役務費の 3 万 6,000 円は歳入予算でご説明しましたとおり、介護給付等のサービスを受給する際の障害程度区分申請数が当初見込みを上回ることから、意見書作成手数料や支払手数料等について所要額を追加するものです。1 9 節負担金補助及交付金 15 万 6,000 円は、歳入予算にてご説明しましたとおり、グループホーム利用者が増となったことにより入居者家賃補助等を追加するものです。2 0 節扶助費の 1,927 万円は歳入予算にてご説明しましたとおり、補装具の申請件数や更生医療・介護給付の利用者の増加による追加補正です。2 3 節償還金利子及び割引料 26 万 4,000 円は、2 1 年度の障害福祉に係る国庫支出金の精算返還金でございます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費ですが、1 8 節備品購入費の 2 万 3,000 円は御宿児童館及び岩和田児童館において、地デジ放送対応のためチューナーを購入するものです。

3 目保育所費ですが、3 節職員手当及び 4 節共済費は人件費の調整です。7 節賃金の 103 万 9,000 円は、臨時職員賃金に不足が生じることから追加するものです。

1 5 節工事請負費及び 1 8 節備品購入費ですが、保育所における地デジ放送対応のため、チューナーやテレビを購入するほか、御宿保育所のアンテナ工事について、それぞれ所要

額を追加するものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は、給与条例の改正に伴う調整のほか、人事異動に伴う人件費の調整です。

1 4 ページに移り、2 目予防費ですが、2 0 節扶助費で 144 万円の追加。子宮頸がんワクチン接種を促進するため、接種費用の2分の1、9,000 円を上限に補助するものであり、1 2 歳から 1 6 歳を対象として接種率や接種回数を踏まえ、2 回分の補助について追加補正するものです。

3 目環境衛生費で 505 万 9,000 円の追加は、堺川生活排水処理施設に係るものであり、1 1 節需用費 5 万 9,000 円は滅菌消毒剤に不足が生じたことから追加補正するものです。1 5 節工事請負費 500 万円は第 3 回定例会にて、ご承認いただきました修繕工事を実施したところ、工事過程においてエア―漏れや、ばっ気槽内の散気装置に不具合が発見されたことから、早急に対応するため追加するものです。

4 目乳幼児医療対策費 93 万 8,000 円は歳入予算にてご説明しましたとおり、乳幼児医療費助成について、改正前の医療費不足分を追加するほか、所得制限を撤廃することから審査支払手数料や医療費の不足分について、1 2 節役務費で 4 万 6,000 円、2 0 節扶助費で 89 万 2,000 円を追加するものです。

5 目保健指導費は職員人件費の調整です。

2 項清掃費につきましても職員人件費の調整です。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費並びに 2 目農業総務費は、職員人件費の調整です。

3 目農業振興費、1 1 節需用費 14 万 7,000 円は燃料費の追加であり、中山間総合整備事業において現地立会いや町外関係機関との協議、調整が当初見込みを上回ることから燃料費の不足見込額を追加するものです。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費並びに 3 目観光費につきましては、職員人件費の調整です。

4 目月の沙漠記念館管理運営費は、緊急雇用事業で実施している「加藤まさを収蔵作品整理事業」において臨時職員の社会保険料の改定があったことから、4 節共済費 7 万 1,000

円を追加し、事業総額範囲内で11節需用費7万1,000円を減額するものです。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費及び、16ページ、4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、職員人件費の調整です。

5項河川費は、久保地先の水門から久保橋までの護岸の雑木等を伐採し、流下能力の向上を図り、浸水防止や災害防止に努めることから、13節委託料で90万円を追加補正するものです。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、11節需用費で7万8,000円は、第2分団の水槽付きポンプ車の水量計が不良となったほか、消防団本部の赤色灯が経年劣化により点灯しないことから、早急な修繕を行うため追加するものです。

9款教育費、1項教育総務費は、職員人件費の調整であり、4節共済費の臨時職員社会保険料につきましては、ALTに係る社会保険料の改定があったことから所要額を追加するものです。

2項小学校費、1目学校管理費68万円の追加。内訳といたしまして、11節需用費の8万円は、教員用パソコンに不具合が生じたほか、校舎裏側の側溝が破損していることから修繕を行うものです。18節備品購入費は岩和田小学校から御宿小学校保健室に付替えたエアコンが故障し、型式が古く修繕部品がないことから、新たにエアコンを購入するものです。

3項中学校費、1目学校管理費は18節備品購入費18万8,000円の追加です。石油ストーブを試運転したところ、型式が古く修繕が出来ない3台分について、新たに購入することから追加補正するものです。

4項社会教育費、1目社会教育総務費ですが、3節職員手当及び4節共済費は職員人件費の調整です。8節報償費10万円、12節役務費1万4,000円は、黒沼ユリ子さんのご協力により1月にリサイタルが開催される運びとなったことから、報償並びにピアノ調律を追加するものです。

2目公民館費37万5,000円は、1階非常口の扉が施錠不能となったほか、空調設備の室外機が故障し、基板交換を要することから修繕費を追加するものです。

18ページに移り、5項保健体育費、1目保健体育総務費は、職員人件費の調整です。

2 目体育施設費は 170 万 8,000 円の追加。内訳としまして、1 1 節需用費 29 万円は夏季の猛暑によるプールの水道料や電気料が当初予算を上回り、光熱水費に不足額が見込まれるほか、リズム体操などで使用するワイヤレスマイクセットが故障し、修繕が必要なことから追加するものです。1 3 節委託料の 141 万 8,000 円は、2 3 年度に B & G プールの鉄骨改修を行う予定ですが、7 月のプール開設に間合わせるため、工期を踏まえまして今年度中に設計が必要なことから設計委託を追加補正するものです。

3 目学校給食費ですが、3 節職員手当並びに 4 節共済費は職員人件費の調整です。1 1 節需用費 16 万 7,000 円は 1 0 月末の大雨により共同調理場において雨漏りが生じ、調理の作業効率や衛生面においても支障をきたすことから修繕経費について追加するものです。

1 8 節備品購入費 36 万 2,000 円ですが、調理場の統合により御宿中学校で使用していた食保存用冷凍庫を共同調理場に配置したところですが、経年劣化により故障が生じ、安全衛生面で支障をきたすことから緊急に対応するため、新たに冷凍庫を購入するものです。

以上、歳出予算総額 5,650 万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を 30 億 4,530 万円とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**議長（新井 明君）** ただ今より 15 分間休憩いたします。

（午後 2 時 0 7 分）

**議長（新井 明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 2 2 分）

**議長（新井 明君）** これより質疑に入ります。

1 2 番、瀧口義雄君。

**1 2 番（瀧口義雄君）** 1 2 番、瀧口です。

2 点ほど質疑させていただきます。

1 4 ページの 2 目予防費と 4 目乳幼児医療対策費を続けて質疑させていただきます。

事務上の話と、政策上の話の答弁の仕分けを今後執行部にお願いしたいと思います。議

長その辺はお願いいたします。そのような中で子宮頸がんのワクチンの接種ですね、御宿町議会も女性議員いれば野暮な男が質問しなくて済むような案件なのでしょうけれどその辺を質疑させていただきます。

日ごろ、健康のありがたさは病気になってはじめてありがたさが分かるというような中で検診、予防の大切さはよく分かります。14ページの2目予防費の子宮頸がんワクチン接種事業について説明してください。まず、費用、人数、回数とこのワクチンは国の認可がおりているのか、これは任意なのか全員なのか、対象年齢、広報周知はどうするのか、前の議会では副作用があるから、確か石井議員の質問で副作用があるからという答弁がありましたけど、この点の責任のあり方、そういう中で予防は大切だという中で以前、21年8月28日白鳥議員が細菌性髄膜炎から子どもを守る会の請願を受けましてヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの請願を提出しています。そういう中で予防接種政策として実施する気は今後ないかと、貝塚議員の最初の答弁のときにチラッとそういう話が入っていましたけど具体的にどうなるのか、町として今後どのように取り組んで行くのか、補助体制も含めてどうかと。

乳幼児医療対策費93万8,000円について説明願いたいのですが、先の臨時議会において子ども医療費小学校3年までの助成拡大が決まりましたけど、これは自治体によって大変、差があります。御宿町では中学校3年までは入院費を独自に助成していますが、小学校4年から中学校3年までの医療費の補助はございません。そういう中で通院、入院とも助成している千葉県内の主だったところは、木更津市、君津市、浦安市、隣のいすみ市、長生村等あります。そういう中で、決算ベースで結構ですけど0歳児から小学校3年までの対象人数と医療費、小学校4年から中学校3年までの人数と医療費と、入院をみているという中でその決算ベースで御宿町独自で小学校4年から中学校3年まで助成を検討する気はありませんか。因みに妊婦検診の助成は既に実施していますが、また入学前の児童の助成も既に実施していますがこれはいつから始めたのか、確認の意味で聞きます。

先ほど貝塚議員の一般質問の答弁の中で大変心強いことを言ってくれました。マニフェストは変更する気はありませんと、無料が全て良いとは思わないですけど、応分の自己負担があっては当然だと思うのですが、そういうことを謳っています。具体的に「中学校

まで医療費の無料化に取り組みます」とそういうことを謳ってあります。それと特殊がん検診、特定検診等の無料化にしますと、それでマニフェストは見直さないという形で、今答弁をいただきましたから、これを来年度予算に計上していただけるのかというのが1点です。それだけ答弁をお願いいたします。

**議長（新井 明君）** 多賀保健福祉課長。

**保健福祉課長（多賀孝雄君）** 子宮頸がんのワクチン接種事業について説明させていただきます。

対象年齢が12歳から16歳までということで、平成23年1月1日を目途に実施を開始したいと考えています。対象者は約101名を予定しています。接種でございますが6ヶ月以内に3回接種ということになっています。国が示しています1回の接種料金が1万8,000円程度で3回の接種でございます。1月に最初に接種してから1ヶ月間空けなければならず、これはどの程度影響があるか人によって違いますので6ヶ月間といいましても1ヶ月間は空けて2回目をする、2回目を接種した後に5ヶ月経ちまして3回目を接種するという接種方法です。今回1月に実施しますとどうしても2回しか接種できない。実際には3回なので、予算上は1万8,000円の2分の1の補助、9,000円で101名対象の80%を見込み、その2回というのが今回の積算となっております。国の認可というご質問ですが、国の承認と報道でもされていますが、実際には予算措置はされておりますが予防接種法に規定されたワクチンの接種事業としての位置づけがされておられませんので任意接種という形でございます。任意接種における副作用の対応との質問をいただいておりますが、こちらにつきましては町が実施いたします今回の予防接種事業の要綱を設置しますと千葉県各市町村総合事務組合の予防接種事故補償保険というような保険対象の適用でございます。従来からそれぞれの市町村で実施しているところはこちらを利用しております。予防接種法の中の補償ということではなくて、県の任意の保険の対象になるということでございます。

新たな予防接種の対応というお話しがございましたが、冒頭に貝塚議員からの質問がございました、来年度の新規で保健福祉課の保健事業の中でヒブワクチン、肺炎球菌など新規事業として来年度検討して行きたいというふうに思っています。ただ、夷隅郡市医師会

との関係もございますので、今後はこちらの連絡調整、或いは財政との協議を平行して進めていかなければならないと思います。

がん検診と特定検診の無料化ということでございますが、以前に議会からご承認いただきまして 500 円から 1,000 円の負担をいただいているという事でございます。こちらにつきましては引き続きご負担をいただきたいと考えています。

医療費の内訳ということですが、私どもで把握しております医療費は国民健康保健のデータしかございません。社保のデータはございませんので国民健康保険の 1 ヶ月分の 0 歳から小学校 3 年生までの間でみますと対象者が 4 0 1 名、1 0 月現在の月の平均がだいたい 1 2 名前後でございまして、特にこれからインフルエンザが猛威をふるうという事がなければ 1 2 ヶ月ですと 1 4 0 件から 1 5 0 件であろうと思われまます。この平均の医療費が約 1 万 3,000 円と見込みまして、だいたい 184 万円くらいが 0 歳から 9 歳までの目途です。小学校 4 年生から中学 3 年生までは対象者が 329 名、月平均 6 名強で推移してまして、年間ですと 8 0 件ぐらいの想定であります。金額の年額ですと 6,172 円、約 6,200 円から 6,300 円でございます。50 万円弱の金額になろうかなと思います。ただ、これは国保だけでございまして、これに社保が加わりインフルエンザ等も入ってまいりますと不確定要素があるということでございます。

妊婦検診の助成の時期ですが平成 2 0 年 4 月 1 日から要綱を施行いたしまして、当初は 5 回の無料化を町独自で取り組み実施いたしております。平成 2 1 年 4 月 1 日からは国が 9 回補助対象にするというようなことになりまして、従来の 5 回に上乗せいたしまして町では 1 4 回の助成を実施しています。

**議長（新井 明君）** 1 2 番、瀧口義雄君。

**1 2 番（瀧口義雄君）** 隣のいすみ市のことをとやかく言うつもりはありませんけど中学校 3 年まで医療費は入院費も無料と、そしてこの子宮頸がんも全額無料だという話も聞いております。町境で隣はこれだけの形をやっている、財政的とか規模的とか色々ありますけど、隣のうちはそうだという現象がおきています。そういう中で所得制限があるのかと、特例免除措置があるのかと、日数が掛かる関係の中で 1 6 歳の方は 2 3 年度の 4 月以降に入ってしまうと、これは継続してやっていただけるのでしょうか、個人の任意とい

うことですが1万8,000掛ける3ということで大変な金額になります。個人負担が9,000円で2万7,000円とこれは負担率からいうと個人が50%、県が25%、町が25%と本来なら逆ではないかと、国、県、町が持って個人25%と或いは無料というのが本来の筋でないかなと、そういう施策を町長は打っていくと、先ほども変更はないと言っておりますけど、経済状況によって命の計量があっては行政の姿勢が問われると思います。

町長はちょうど2年前に町民に語りかけています。それを思い出していただきたいと思いますが、ちょっと読ませていただきます。育むとあります。「うれしいね、まちいっばいの親ごころ」、「子どもは町の宝、国の宝、次世代を担う子どもたちが自信と誇りをもてる町づくりを行います」、「子育て支援を充実させ誰もが健康で生き生きと暮らせる町にします」とあります。この真摯に訴えたあ那时的気持ちを今の町政に反映させていただきたいと思うのです。その辺で町長の考えを聞きます。

中学生までの医療費を無料化に取り組みますという中で、課長の答弁であると来年もこういう形で行きたいということをおっしゃるけれども、そうしますと来年度実施しないというならば、あと1年しかないのですが中学生までの医療費無料化に取り組みますと、予算編成の課程ですけど要望するのかどうか最後の確認なのですが、ぜひともその辺で判断していただきたいと、2万7,000円と命に代えがたいものですが、隣の市町村ではもう無料化していると、私は全部ただが良いと思っておりません。ただ、応分の負担も必要ではないかなと言っている中で初心を貫いていただくと大変安心した答えをいただきましたからそれに沿った形で今のこの補正でやりくりして、もう一回補正が必要だという中で、この中で全額無料にさせていただけないかと、これは私の質疑の趣旨です。

経済状況によって大変厳しい中で隣の市が行っているからではなくて、それが町の姿勢だと謳ってそれを貫いていただけるといなかで是非その答弁をお願いいたします。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 私のマニフェストに関するご意見と申しますが、私が2年前に公約を読み上げていただきましてありがとうございます。

基本的な姿勢といたしましてはこのマニフェストは4年間で実行するという内容で書いています。現時点でいくつかの事業画が実施してない、手がけてないものがあります。そ

ういものについては極力できるだけ早く内部で詰めて、はたして実行できるかどうかと  
いうことをやっていながら、どうしても財政上無理であれば変更ということで皆様方に  
表明させていただかなければならないと考えております。例えば医療費の問題で、一つは  
中学3年生までの医療費の無料化ということでございますが、先日、森田県知事との懇談  
会がございましてこのことを要望し、訴えました。知事も中学3年生までの医療費無料化を  
公約といたしてございまして、しかしながら私と就任時期が少しずれておりますので、県と  
同じく合わせてゆくと私は任期中に中学3年生まではできないこととなります。そういう  
中で財政事情を勘案しながら協議をいたしてあります。具体的には事務のシステム化があ  
りまして、県にならって行くと今の職員数で足りませんが、町が一步先に行きますと事務量  
が非常に増えるので職員1人必要だという意見もいただいています。極力この点について  
はやっていきたいと考えています。

各種がん検診、特定検診の無料化ということでございますが、これは行政懇談会の中で  
医療費というのは自己責任があるので幾分か負担は当然だとの意見があるなかで、無料  
化しないで現在にいたっていますが、これについても私は公約していますので内部検討し  
て実現化に向けて取り組んでいきたいと考えています。

子宮頸がんの更なる補正といいますか、全面的な無料化ということについては、確かに  
隣のいすみ市では子どもの医療費無料化については県内で1、2位の手厚い子育て支援を  
しているのが現状であります。私も、財政事情を勘案しながらできるだけ対応していき  
たいと思いますが、子宮頸がんにつきましては今後の課題であります。検討はさせていただ  
きたいと思っております。

**議長（新井 明君）** 12番、瀧口義雄君。

**12番（瀧口義雄君）** これはいつから施行するのか、医療機関はどこで扱うのか。先  
の議会では副作用があるからという答弁があって、実施しないということであったと思  
います。

それが、今回はこうなったことはどういう理由なのか、県の補助金がついたから実施す  
るのか、いすみ市ではその前に独自で実施していた。国、県の指針の範囲なら事務職でも  
できます。これは町長の政治的判断が必要ではないかと思っております。これを特に町長が言って

いることであるから率先してやっていただきたい。子宮頸がん、子ども医療も、町長の政治姿勢、町の福祉行政に関するリトマス試験紙だと思いますよ。それがどう反応するか。町の行政に関するリトマス試験紙が福祉行政だと思います。そういう中で、何々をしてはいけない、何々をオーバーしてはいけない、いわゆるこれは規制ではないと思います。国、県は最低限の補助支給、町の上乗せは町長の裁量であり福祉行政の根幹だと思います。プラスアルファするのが町長の行政に対する熱い想いだと思います。そういうなかでこの子宮頸がんは大変個人負担が高いので、無料化できないのであれば、この比率の変更を考えていただきたい。

**議長（新井 明君）** 石田町長。

**町長（石田義廣君）** 私の考えを支援していただけるようなご意見をいただきましてありがとうございます。財政事情もありますが十分に検討させていただきます。

**議長（新井 明君）** 多賀保健福祉課長。

**保健福祉課長（多賀孝雄君）** 手続きは1月1日を目途に進めています。それまでに医師会との調整がありますので、それにより方向性を検討してまいります。町内の医師からは可能であるということがございます。副作用について当初は千葉県総合事務組合の予防接種事故補償保険の対象にはならないという見解がありまして、これが注目されてきた現段階では対象になるという判断を得ましたので、担保ができたことから作業を進めたということがございます。

**議長（新井 明君）** 伊藤博明君。

**6番（伊藤博明君）** 16ページの土木費の中で伐採業務委託 90万円とありますけど、説明のなかで清水川河川の久保付近と言われましたが、その内容、例えば河川敷がありましてその部分のどの範囲まで刈るのかと、先ほどから貝塚議員からも23年度の重点施策のなかで質問しておりましたけど、担当課長も清水川の準用河川と整備を促進したいと、また町長も答弁していましたが、予定としてはどのように進め、何時ごろになるのか議会の議決も必要であるとか9月議会でも伺っていますが、この2点を答えていただけますか。

**議長（新井 明君）** 米本建設環境課長。

**建設環境課長(米本清司君)** 河川費の伐採業務委託は久保橋から通称戸羽目と言われている旧御宿高校の下にある所までの約600mでございます。幅は6mで右岸、左岸それぞれ3mずつを考えています。面積は3,600㎡で主に竹の伐採が主体です。

準用河川の事務については、今月の13日に県庁の河川課に行き今後の事務の進め方について聞いて来たいと思います。それが整いましたら県との協議に入り、内諾を得られれば町議会の議決を得て、告示をし県に報告します。県はそれを受けまして大臣に報告することになります。何時までということですが、私どもとしてはなるべく早い時期に行いたいということは考えておりますが、13日に県庁へ行って事務量がどのくらいあるのか細かいところを確認して来たいと思います。

**議長(新井 明君)** 伊藤博明君。

**6番(伊藤博明君)** 準用河川の件ですが、私が議員になりたての平成2年に質問したことがあります。当時の担当課長は早急に検討いたしまして手続をとりますということがあって、それから20年経っていています。その次に中村議員も一般質問していますが、では、これが何でこんな簡単に進んでしまうのか。いままでの努力の積み重ねか、何かあるのですか。それとも長く言ってきたので担当課長と町長が一生懸命やってくれたから簡単に行くのですかね。

そこを1点聞きたいです。皆さんもあそこを見れば分かると思います。非常に危険な場所だというのが。簡単にいってくれるのはいいんです、ありがたいことなのです。今まで長くかかったのが何だったのかちょっとあります。

**議長(新井 明君)** 石田町長。

**町長(石田義廣君)** この件につきましてはかなり前から中村議員さんはじめ色々ご意見いただいているところでございますけど、例えばこの件で岩の井さんのガードの周りが浸水しやすいということで、ではどうしたらよいかということで、やはり応急的な、単発的な手当てでは浸水を防ぐことはできないことを考えたときに、清水川の本線の久保橋から上流を改修しなくてはいけないということがございまして、私が県に話しましたところ普通河川であるから改修できませんと言われました。では、改修するにはどうしたらよいかと聞いたら、町が準用河川に指定することですというご指導がありました。そうい

う経緯でございますので、県と協議して是非準用河川にしなければならないと私は考えています。

**議長（新井 明君）** 伊藤博明君。

**6番（伊藤博明君）** それはどうもありがとうございます。それ以上言うことはありませんので早く進めていただきたいと思います。

では、伐採につきましては法面と上の河川敷がありまして、調べてみますと法面が低い所で約3m、高い所で6mあります。平均4mぐらいだと思います。先ほど片側600mと言いましたが河川敷が4、5m竹で埋まっていますね。竹藪にはよくウグイスやスズメが入るといいますが、そういうものが入れる状態ではありません。私も気になって1㎡当たり何本ぐらいあるのか刈らせてみたら1㎡で約1200本ありますよ。直径1.5mmから3cmぐらいのが密集していますね。だから鳥などが入れる状態ではありません。だからこそ、そこで水が止められて上が、水がいっぱいになったのではないのかなと思われるのです。聞いているのは上のどの部分を刈るのですか。例えば、河川敷なのですか、法面部分ですか。

**議長（新井 明君）** 米本建設環境課長。

**建設環境課長（米本清司君）** 全部が河川敷ですが、基本的には河積を確保できる部分ということで考えています。

**議長（新井 明君）** 伊藤博明君。

**6番（伊藤博明君）** 大変な面積で金額が安いと言っては悪いのですが、この額で出来るのかなというのが心配なのです。例えば、法面部分は川の中からでない出来ません。長靴などで歩けるところは4、5mぐらいしかありません。あとは膝上から腰下ぐらいです。そうするとそこから刈ったものをどうやって上に運ぶのですか。上の河川敷部分も車が入れない状態ですよ。あの周りは農地まで荒らして竹が生えている状態なのです。単純に計算すると3,600㎡が90万円とすると㎡当たり250円ですよ、この単価が適当なのかどうか私は聞きたいです。

**議長（新井 明君）** 米本建設環境課長。

**建設環境課長（米本清司君）** 積算の関係につきましては通常の草刈とは違う竹を刈る

という考え方で行っています。現場状況によって違ったりすることもあります。部分的な検討するところもありますが、基本的な積算につきましては県とも相談した経緯がございます。千葉県積算基準に基づいて積算をした額が、この金額ということでございます。

**議長（新井 明君）** 伊藤博明君。

**6番（伊藤博明君）** 千葉県積算基準と言われればそれまでですけど、現状に合わせてよく考えていただきたいと思います。私、大多喜の竹屋さんに見てもらってこれで刈ったらどのくらいになるのか聞いたら、 $\text{m}^2$ 当たり 1,500 円になると言っていましたよ。県の積算が間違っているとは言いませんけど、 $1 \text{ m}^2$ の中に平均 1,200 本も生てる中で、これを川の中で刈って、川の中から上げるのに 4 m も竹林になっている中でどうやって出すのですか、そういう不審点があります。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** ただ今の関連で、この問題から質していきます。

今言った面積ですね、県道から見てもようするに一本橋の方がまったく見えないような状況だろうと思うわけでありまして。まず、これが今の計画では現実的には戸羽目、一本橋まで見えるようになるのか。最後の質問なのですが、今回の伐採における工事内容、いわゆるマニフェストはどうなっているのか伺います。いわゆる竹の処分です。これは大雨とか台風などがありますと海岸に流木、一番困るのは竹だと思えます。竹が逆さになって折れ曲がると全部掘らなければ抜けません。折れたのは非常に危ない形で砂に出てきますから皆さん大変なおもいをしてこれを処置していると私も承知しています。そういうことを踏まえまして事業内容についてマニフェストはどのようになっているのかお聞きいたします。

**議長（新井 明君）** 米本建設環境課長。

**建設環境課長（米本清司君）** 基本的には近隣の地主さんの承諾を受けることが第一ということ。そこに仮置きさせていただき、最終的にはチップとして処理をして活用したいと考えています。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 久保橋から私有地も含めまして周囲が見渡せるように管理ができ

るようにしてはどうかということ、清水川の上流部を安全対策として柵の工事がありましたね、そうしますと今度は河川に自由に下りることができ、安全対策についても今後考える必要があるのではないのでしょうか。

今、チップにすると答弁されましたがこの費用も90万円のなかに含まれているのか確認いたします。

**議長（新井 明君）** 米本建設環境課長。

**建設環境課長（米本清司君）** チップは別の予算で行うつもりでいます。安全対策については今後それらを重点に置きながら自然状況を見ながら対応したいと考えます。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 今般も大雨が降りました。処理をする前に流されて、私の今言った通りの事態が発生するわけです。今回の予算に入ってないと明確に言ったわけですから、次に予算組みをして、始めて処理ができるわけです。それが何時になるのですか。通常で考えれば3月議会になるわけです。当然、3月は大雨の降る可能性があるわけです。

**議長（新井 明君）** 米本建設環境課長。

**建設環境課長（米本清司君）** この工事費が高いか、安いかの判断になってくるわけですが、一応千葉県積算基準に則って積算をしました。そして運搬までは処理費のなかに含まれています。チップにすることについては、他の所の雑木とかを集積してあり、それは予算がありますので対応できます。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 10ページの財産管理費のなかで修繕料はどの場所で、どのような工事をするのでしょうか。旧岩和田小学校解体設計委託ということで載っていますが、使用目的と岩和田の住民を含めましてどのような方向性になったのか伺います。

地デジ関係の整備をしたいとアンテナ工事、庁舎用備品でテレビ6台は具体的にどの場所なのか、児童館、保育所も同様に地デジ関係の整備をしたいということで出ていますが、ここはテレビとチューナーと言われましたが具体的にお願いいたします。

**議長（新井 明君）** 氏原総務課長。

**総務課長（氏原憲二君）** 財産管理費の修繕の場所は保健センター棟1階の空調機加湿

用カートリッジの内部に破損が生じたこととあります。先月、廊下を含めて水浸しになり原因を探っていたら加湿用カートリッジの内部が破損し水が吹き出たということであり、今はバルブを閉めてあります。もう1箇所は大会議室前と隣の中会議室との間の空調の配管がありこれも同じような状況であります。これについては、水量は多くないが蛍光灯の中に水が溜まっている状況であり原因を探ったら空調機運転時に多少の漏水が発見されたということで、それも改修しなくてはならない状況です。

地デジの設置箇所は6箇所であります。町長室、正副議長室、委員会室、正副議長室については事務室ということで要望いただいているので後ほど事務局と調整いたします。コミュニティホール、消防団本部、総務課になっています。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** 旧岩和田小学校の普通教室棟の解体については、その後の利用方法を住民の意見を聞いて説明してからという、議会から意見をいただきました。これについては5月の2回目の住民懇談会で、全区域3箇所で利用方法、活用方法を説明したところでございます。11月8日に岩和田区長から町長宛に要望書が出ておまして普通教室棟は51年経過して耐震上危ないから利用できないので早急に取り壊したうえ駐車場整備していただきたいという要望をいただいています。特別教室棟については昭和50年の建築でまだ利用できることとありまして、区としては岩和田児童館の老朽化が進んでいるということと、区の会議室、老人クラブや子供会の交流の場として利用させていただけないかと要望がでています。

今後は岩和田地区だけではなく地域を含めたなかで特別教室の利用方法については再度考えていきたいと思っております。

**議長（新井 明君）** 多賀保健福祉課長。

**保健福祉課長（多賀孝雄君）** 両児童館ともテレビ共聴組合が存続する予定となっておりますので、御宿児童館には2台のテレビがありますので、遊戯室と放課後児童クラブのテレビのチューナーを付けまして地デジが見られるようにするだけの対応です。岩和田児童館にもありますので3台を計上しました。子供たちはDVDを見るのが多く、テレビを見るのが少ないのでそのような対応となりました。

議長（新井 明君） 石井芳清君。

5番（石井芳清君） 保育所についてもどのような整備が入っていますか。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 御宿保育所はチューナーで対応、岩和田保育所はテレビが古くなっているので新しく購入する費用を計上しています。

議長（新井 明君） 石井芳清君。

5番（石井芳清君） 11ページ委託費で光ファイバー保守委託ということでこれは予備部品と言われましたが、その補正だというような話しだと思います。これは今年度3月中に前倒しという説明が過去にあったかと思いますが、具体的には何日からの予定なのかということと、今、各地域において説明会をしています。同じ企画費の中で地デジ相談員の計上もされていますが、光の説明会でもテレビの質問がでます。テレビの説明会でも光の質問がでます。光も今NTTを交えて各地で説明していますし、町も一緒になって説明している、加入の事前申し込みもしています。このなかで先ほどの定住化のなかで 아이폰だとかを含めた新しい情報機器を活用検討しているのだという話しを伺いました。職員が使っているパソコンも確かウィンドウズ2000というものでセキュリティが切れています。XPというのも有限で長くは使えないということもあります。当然このことも代替の時期になってくると思います。先ほど情報機器の活用を考えたいということがございましたが、私はそういうものの調査研究をして、ただ単に国、県からの情報を待っているだけではなく、そういう機器が私たちの生活や行政に活用できるのかということの調査研究を同時に行うべきであると思います。もっと大容量な情報で世界に向けての窓口ができるわけでありまして、車では教習所で色々な使い方を教わるわけですが、テレビだけだって直接利害関係はおきないわけでありまして、情報機器でありますからそれに基づいて色々な問題が起こってくるのはご承知のとおりであります。そうした消費者相談、活用も含めた提案も必要になってくるのではないかなと思います。それで初めて新しい条件が私たちの町にプラスになって行くと思うわけでありまして。3月からは光、7月から地デジもなりますので、是非、消費者庁とか地デジだとかNTTを含めてそういう窓口を積極的に、例えば公民館だとか含めまして相談会だとか教室だとかということを開いて啓蒙と、賢い

消費者になろうとの対応をしていただきたいと思いますのですが、それについての考えをお願いいたします。

**議長（新井 明君）** 木原企画財政課長。

**企画財政課長（木原政吉君）** 今の段階では光のサービス提供は3月中旬になります。工事の進展の関係で日にちははっきりしません。140万円の備品購入は災害時に破損を想定して初期にだけ1kの幹線をストックして置き、保管はN T Tにお願いしますがその部分が先に要することから8月の議員協議会で説明したところでございます。

光サービスを提供しても子供は学校でパソコンについては学習していますが、高齢者の多い中で徐々に普及して行ってICTを活用した地域振興のような事例も聞いています。ICTを活用使った産業振興をした事例もありますので当然それも考えて行かなければならないという認識は持っています。今まで公民館でパソコン教室を数年前まで開いてきていて同じ方が何年も受講していたり、ある程度効果を得たという方もいるということで、一旦中止していますが今後普及を含めて再度開始するのか検討してみたいと考えています。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 17ページの教育費のなかで小学校費、学校管理費、学校用備品で保健室のエアコンであります。私自身、教育民生委員会で現場を見ているわけですが60万円について説明をお願いします。中学校費のなかでストーブの購入について具体的に説明をいただきたいと思います。図工教室が冬場非常に寒くてジャンパーを羽織ながら勉強しているというのが実態だと思います。各教室の天窓のシャッターに不具合があったと伺っています。そうしたものを含めまして教室の住環境の説明をお願いします。

**議長（新井 明君）** 大竹教育課長。

**教育課長（大竹伸弘君）** 御宿小学校のエアコンについては新品です。これまでのものは岩和田小学校の保健室で使っていたものを御宿小学校へ持ってきたもので、型が古くなってきたことと岩和田小学校のものが家庭用に近いものであったので、今回、業務用のものを設置するという事で計上しました。冬季の暖房にも活用できるという事で、児童の健康管理の場であるということも踏まえまして教育民生委員会の学校訪問で早期に整備をしてはどうかということで指摘をいただいて補正予算で計上させていただいたものでござい

ます。御宿中学校のストーブにつきましては、中学校ではストーブを全部で18台使用しています。今回修理をするものは購入から17から18年使用していきまして、使用に当たって点検をしたところ不良のもの5台の内、2台については修理しますが3台については修理ができないことから新たなもの3台分を計上させていただきました。教室環境につきましては美術室については廊下と天井が繋がっているような現状から、他の教室から比べて寒いということがございます。普通教室につきましては西側に向かって窓がありまして7、8、9月に教室に西日が差し込んでくるという環境がございましてまぶしかったり、暑かったりということがあると学校側の方から話があります。美術室については廊下との部分を仕切りをするとか、教室については窓にフィルムを張って紫外線と暑さの軽減を図るとかの手法が考えられますが、費用も掛かることから来年度当初、或いは体育館の建設等に向かってその時期については今後検討して参りたいと思います。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** 18ページの体育施設費のB&Gのプール改修設計委託費ですがこれは年次計画であったかどうかはさだかではありませんが途中で載せるという事の内容について説明を受けたいと思います。学校給食費ということで修繕料、共同調理場の雨漏りという説明が会いましたが、それから教育用備品ということで冷蔵庫の買い替えについて詳細な説明を受けたいと思います。

**議長（新井 明君）** 大竹教育課長。

**教育課長（大竹伸弘君）** B&Gのプール改修設計委託費につきましては、改修の内容はプールの屋根の鉄骨部の劣化による錆等の補修と、プールサイドのモルタル部分がかなり凸凹したり、鉄骨が出てきたりという部分がありますのでこの改修を図るという工事の内容であります。当初、平成23年度の実施計画には工事を行いたいということで予定はしていましたが設計で1ヶ月から1ヶ月半、工期で1ヶ月半から2ヶ月、あとプールの開設準備と、スケジュールを踏まえて考えますと、その他入札のための手続を考え夏の開設に間に合うようにするには今年度に前倒しで設計のお願いをできたらということで計上させていただきましたものでございます。学校給食費の修繕料ですが共同調理場の屋根の部分に手すりが出ている部分がありましてその下側の部分が10月の大雨で吹き込むような雨が

降った際に天井から雨漏り発生したという事で常時という事ではないですが、衛生管理上のため早めの改修をしたいということで計上させていただきました。備品につきましては学校給食衛生管理の基準によりまして学校給食で使いました材料、調理したものを予測できない事故等の発生に備えて原因食品の調査、汚染経路などを調べるために給食で提供した食材と料理1食50g程度のものを2週間以上保存するということが基準に定められています。この保存につきましてはマイナス20度以下で保存できるということが求められています。これまでの冷蔵庫が夏過ぎあたりから調子が悪くなってきていて、この度使用ができないような状況になってきたものですからこうした目的がある衛生管理上のものですので早期に購入させていただきたく補正予算で計上したものです。

**議長（新井 明君）** 石井芳清君。

**5番（石井芳清君）** B & Gのプール改修については前倒しで行いたいと言うことであつたのですけども、この施設については利用状況に応じた実績が勘案されるという事を伺っていますが、それについてあるのか、ないのか伺います。共同調理場で中学校給食センターを当面廃止というなかで、中学校の給食も同時に行うということで中規模の改修をして共用しているのが実態であります。大変狭い中で調理しているなかでこのような内容がでてくる事を勘案しますと、やはり早急に給食センターもきちんと構築する必要があるのではないかと、考え方も精査する必要があるのではと一般質問で触れさせていただきましたけど、安心、安全でおいしい給食と、こういうものを提供していくのだということが大事なポイントだろうと思いますし、そういう声もでておったわけではありますが、そういったことを踏まえて、今、考えがあるかどうか伺います。

**議長（新井 明君）** 大竹教育課長。

**教育課長（大竹伸弘君）** B & Gの今回の改修についてはB & G財団の助成の制度があります。助成の制度につきましては助成の率にランクがあります。それは各海洋センターの事業の取り組み、指導員の研修や会議への出席、市町村長の会議への出席、こうした取り組みによりましてその年のランクというのが示されるような状況になっています。御宿町におきましては本年度にも体育館の屋根の助成事業を予定していたことも踏まえまして、研修に職員を派遣するなどの取り組みも行いまして来年度におきましても助成率の高いラ

ンクに位置づけておる状況であります。ただし、一定の率の目安がございますが全国的に要望の多い年はその率から若干の引き下げがあると聞いております。

共同調理場につきましては以前にも回答しておりますけど、中学校の体育館、グラウンドの整備が完了した後に建設の検討はさせていただきます。

**議長（新井 明君）** ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（新井 明君）** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

**議長（新井 明君）** 挙手多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

#### **請願第6号の上程、説明、質疑、採決**

**議長（新井 明君）** 日程第9、請願第6号県道勝浦布施大原線の整備促進に関する請願書についてを議題といたします。

請願第6号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（新井 明君）** 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、小川 征君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（7番 小川 征君 登壇）

**7番（小川 征君）** 請願第6号県道勝浦布施大原線の整備促進に関する請願書について

住所、御宿町上布施 1349 番地 2、氏名、上布施区長、永石伸一。

紹介議員、小川 征。

御宿町議会議長、新井 明様。

県道勝浦布施大原線は、いすみ市から御宿町を經由し勝浦市の一般国道297号線に通じる勝浦市、いすみ市、御宿町住民の生活関連道路として役割を担い交通量も増加しています。しかし、カーブも多く、見通しが悪い区間もあり、車両がすれ違いすることが困難なところも多く点在しています。

本路線を整備は、地域住民の利便を図ることはもとより、交通事故を防ぎ、安心・安全な生活を送る上でも早急に取り組むべき課題であることから、早期の整備を要請するため関係機関あてに意見書の提出をお願いするものです。

詳細は添付資料のとおりであります。採択くださるようよろしくお願いします。

以上です。

**議長（新井 明君）** 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（新井 明君）** 質議なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第6号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（全員の挙手）

**議長（新井 明君）** 全員の挙手です。よって、請願第6号を採択することに決しました。

---

### 日程の追加について

**議長（新井 明君）** お諮りいたします。

ただいま提出者、小川 征君、賛成者、式田孝夫君、伊藤博明君、瀧口義雄君から、発議第1号 県道勝浦布施大原線の整備促進に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### 発議第1号の上程、説明、採決

議長(新井 明君) 発議第1号を配布しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配布)

議長(新井 明君) 配布されました。た。

小川 征君、登壇の上、説明願います。

(7番 小川 征君 登壇)

7番(小川 征君) 発議第1号。

平成22年12月9日。

御宿町議会議長、新井 明様。

提出者御宿町議会議員、小川 征。

賛成者、御宿町議会議員、式田孝夫、伊藤博明、瀧口義雄。

県道勝浦布施大原線の整備促進に関する意見書を、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

意見書につきましては配布した意見書のとおりです。

以上、よろしく願います。

議長(新井 明君) 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を、直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

(全員の挙手)

**議長（新井 明君）** 全員の挙手です。

よって、発議第 1 号は原案のとおり可決ことに決しました。

#### **請願第 7 号の上程、説明、質疑、採決**

**議長（新井 明君）** 日程第 10、請願第 7 号 TPP 交渉参加反対に関する請願書についてを議題といたします。

請願第 7 号は、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（新井 明君）** 異議なしと認めます。

よって、請願第 7 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、小川 征君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（ 7 番 小川 征君 登壇 ）

**7 番（小川 征君）** 請願第 7 号 TPP 交渉参加反対に関する請願書について

住所、いすみ市国府台 1515 番地 1、氏名、いすみ農業協同組合代表組合長理事 大鐘義二。

紹介議員、小川 征。

御宿町議会議長、新井 明様。

請願理由。

政府は、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定しましたが、この中で TPP 交渉の参加・不参加を先送りにしたものの、「関係国との協議を開始する」こととなりました。

例外を認めない TPP を締結すれば、農業産出額 3 位を誇る千葉県の農業は壊滅の危機に直面することになります。農家所得が補償されても、輸入は増大し、生産基盤は崩壊していき、関連産業も廃業し、地方の雇用が失われます。これでは、国策とする食料自給率の向上は到底不可能であると考えます。

つきましては、我が国の食料自給率を向上させ、食料安全保障を確立するため、TPP 交渉への参加については行わないよう要望するため、意見書を提出するものです。

詳細は添付資料のとおりであります。採択くださるようよろしくお願いいたします。

以上です。

**議長（新井 明君）** 本請願に質疑ありませんか。

**議長（新井 明君）** 2番、白鳥時忠君。

**2番（白鳥時忠君）** T P P交渉参加反対に関する請願、これは大変大きな問題で請願としてだされたわけですが、国の方針としても明確に方向性が決まっていなかつた、また、請願事項のなかにT P P交渉への参加については行わないようにとの内容になっています。大変重要な案件で先ほど委員会付託も省略するということですが、この請願書が上がって今回提出されたことに関しまして議会運営委員会でこの取り扱いについてどのように行ったのかお聞きしたく発言しました。よろしくお願いいたします。

**議長（新井 明君）** 8番、中村俊六郎君。

**8番（中村俊六郎君）** 取り扱いについては農業協同組合からという話しのなかで、請願が上がってきて、色々な問題が含まれた事案でもありますが御宿町議会としては議会のなかで検討していただきたいということで取り扱うことといたしました。

**議長（新井 明君）** ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり)

**議長（新井 明君）** 異議なしと認めます。

**議長（新井 明君）** 本請願に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長（新井 明君）** 質議なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第6号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

**議長（新井 明君）** 挙手多数です。よって、請願第7号を採択することに決しました。

---

日程の追加について

**議長（新井 明君）** お諮りいたします。

ただいま提出者、小川 征君、賛成者、式田孝夫君、伊藤博明君、瀧口義雄君から、発議第2号 TPP交渉参加反対に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（新井 明君）** 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### 発議第2号の上程、説明、採決

**議長（新井 明君）** 発議第2号を配布しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配布）

**議長（新井 明君）** 配布されました。

小川 征君、登壇の上、説明願います。

（7番 小川 征君 登壇）

**7番（小川 征君）** 発議第2号。

平成22年12月9日。

御宿町議会議長、新井 明様。

提出者御宿町議会議員、小川 征。

賛成者、御宿町議会議員、式田孝夫、伊藤博明、瀧口義雄。

TPP交渉参加反対に関する意見書を、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

意見書につきましては配布した意見書案のとおりです。

以上、よろしくお願ひします。

**議長（新井 明君）** 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(新井 明君)** 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を、直ちに採決いたします。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

**議長(新井 明君)** 挙手多数です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決ことに決しました。

---

### 散会の宣告

**議長(新井 明君)** 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、石田町長よりあいさつがあります。

**町長(石田義廣君)** 平成22年第4回定例会の閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

この度の定例会では、補正予算4議案についてご審議いただきました。いずれもご承認、ご決定いただき閉会の運びとなり、ここにお礼申し上げる次第でございます。

早いもので今年も残すところ20日余りとなりました。

駅前観光案内所の竣工や「絆記念日」の制定、日墨友好親善使節団のメキシコ派遣など、議員各位のご理解とご協力により様々な事業を展開し、いずれも無事に終了することができました。

また、夏休み前の小学校への不審電話の際には、行政区やSST、警察、消防などの有機的な連携により「子どもの見守り」体制が迅速、かつ適確に発動できました。幸い重大な事件とはならず沈静化いたしました。議員の皆さまをはじめ関係各位の献身的なご協力に改めてお礼申し上げます。

来年の干支は卯年ということで、その跳躍する姿から飛躍の年だそうです。御宿町にとりましても大いに跳躍する年になるよう努力してまいり所存でございます。

時節柄インフルエンザの流行などが懸念されます。議員各位におかれましては、お身体

に充分気をつけられ、穏やかに跳躍の年を迎えられますようご祈念申しあげまして、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**議長（新井 明君）** 議員各位には、慎重審議いただき、また議事運営につきましてもご協力いただきまして円滑な運営ができたことを厚くお礼を申し上げます。

年末年始を迎え何かとお忙しいこととなりますが、議員各位におかれましては健康に十分ご配慮され、つつがなく新年をお迎えくださいますようご祈念いたします。

以上で、平成22年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時52分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年12月27日

議 長 新 井 明

署 名 議 員 中 村 俊六郎

署 名 議 員 式 田 孝 夫